

共通化推進方針（案）について（案）

令和 7 年 6 月 2 日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、別添の共通化推進方針（案）について、同意する。

共通化推進方針案

＜共通化候補（令和６年度選定分）＞

- (1) 入札参加資格審査システムに係る共通化推進方針（案）（P1～）
- (2) 環境法令に係る申請・届出システムに関する共通化推進方針（案）（P5～）
- (3) 建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針（案）（P23～）
- (4) 預貯金照会のオンライン化の拡大に係る共通化推進方針（案）（P26～）
- (5) 選挙結果に関する調査・報告システムに係る共通化推進方針（案）（P36～）
- (6) ふるさと納税の返礼品確認システムに係る共通化推進方針（案）（P39～）
- (7) 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針（案）（P43～）
- (8) 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針（案）（P59～）
- (9) 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）に係る共通化推進方針（案）（P71～）
- (10) 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームに係る共通化推進方針（案）（P87～）
- (11) 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システムに係る共通化推進方針（案）（P92～）

入札参加資格審査システムに係る共通化推進方針（案）

令和 7 年 6 月 2 日

総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「入札参加資格審査システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

入札参加資格審査システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

（ア）業務の実態

入札参加資格審査申請に関する具体の手続については、地方自治法や地方自治法施行令に特段の定めがなく、各地方公共団体において個別に定めており、地方公共団体は、当該団体が締結する契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格を定め、地域の中小事業者をはじめとする様々な事業者の競争への参加機会を確保しながら、入札・契約を行うことができるようになっている。

一方で、その結果として、地方公共団体の入札参加資格審査申請手続の申請等の項目や手続方法等は、地方公共団体ごとに異なっている。また、デジタル化の進捗も地方公共団体ごとに異なっており、全国的には十分に進んでいない。これにより、例えば、複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとっては、地方公共団体ごとに異なる申請項目・申請方法等により、紙媒体で個別に申請する必要があるなど、申請に係る事務負担が大きくなっている。また、地方公共団体においても、多数の事業者について紙媒体で審査を行い、事業者情報をシステムに入力する必要があるなど、事務負担が大きくなっている。

（イ）システムの導入状況

入札参加資格申請手続に係るシステム整備等による電子化・オンライン化の状況は、令和 6 年 3 月時点で、都道府県は、物品・役務が 72.3%、市区町村は、物品・役務が 31.5%、となっている。

イ. 共通化後の姿

「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」(以下、「実務検討会」という。)¹において、総論として、

- ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化を進める一方で、その申請システムを都道府県ごとに並立させることが、地方公共団体における申請の受付・審査に係る事務処理上、必ずしも効率的とはいえないこと
 - ・ 現在の事業者の申請に係る事務負担の大きさに鑑みれば、入札参加資格審査申請のワンスオンリー化を実現することが望ましいこと
- を踏まえ、物品・役務等の入札参加資格審査申請手続のうち申請の受付については、全国単位の共通システムを整備し、当該システムで行うようにすることを目指すべきであるとされたところである。

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

入札参加資格審査申請手続については、事業者の住所、商号又は名称等の客観的情報を地方公共団体に対して提出するものであり、特に、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、複数の地方公共団体に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることで、事務負担の軽減や利便性の向上が図られる。

(イ) 行政の効率化

入札参加資格審査申請システム等を整備していない地方公共団体にとっては、申請の受付を電子化・オンライン化することによって、紙媒体の申請書の受付処理や審査結果のデータ入力等の審査に係る事務負担が縮減される。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

¹ 総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会）https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html。

なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。

全国単位の共通システムを整備し導入することは、

- ・ 地方公共団体の既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等を伴うものであり、また、その改修範囲や内容が地方公共団体ごとに異なること
- ・ 地方公共団体ごとに異なる申請項目・必要書類や申請方法（入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、申請方式等）について必要な範囲で共通化する必要があること

から、各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能等に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

実務検討会における議論や地方公共団体に対する意見照会の結果、多くの市区町村が、物品・役務等と建設工事等の入札参加資格審査申請を同一部署で同一時期に、かつ、同一システムで受け付けている状況が判明した。したがって、地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。

これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。

また、全国単位の共通システムを整備するに当たっては、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法その他の課題²について方向性を整理する必要がある。また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。

このため、全国単位の共通システムの整備の実現に向けては、引き続き、これらの課題について、地方公共団体の意見をよく聞きながら、その実現可能性を含めてさらなる検討を進めていく必要がある。

また、地方公共団体においては、現在、令和7年度末までに標準準拠システムに移行することを目指して、システム標準化の取組に注力している。

² その他課題には、事務の共同化・電子申請にすぐには対応できない事業者への対応等が含まれる。

また、事業者のリソースのひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムについては、概ね5年以内に移行できるよう、取組が進められているところである。共通システムの整備は、地方公共団体の複数の個別システムの改修を伴うことが想定されるものであり、その具体化に向けたスケジュールについては、地方公共団体の現場において対応可能なものとなるよう、システム標準化の進捗状況も考慮しながら検討すべきものであることに留意する必要がある。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
物品・役務等に係る共通申請項目等の検討																					総務省
共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に係る検討																					総務省
建設工事等に係る共通申請項目等の検討																					総務省
共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に係る検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）																					総務省

※2025 年度に実施予定の検討の中で、2026 年度以降の工程表についても具体化を行う。

環境法令に係る申請・届出システムに関する共通化推進方針（案）

令和7年6月2日

環境省
デジタル庁

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「環境法令に係る申請・届出システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。なお、水・大気環境局 環境管理課と環境再生・資源循環局 廃棄物規制課で、取り扱う手続が異なるため、それぞれ共通化の方法、共通化の推進スケジュールを検討した。

1. 業務・システム名

環境法令に係る申請・届出システム

【水・大気環境局 環境管理課】

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

対象法令は、水・大気環境局では、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壤汚染対策法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「環境法令」という。）とする。

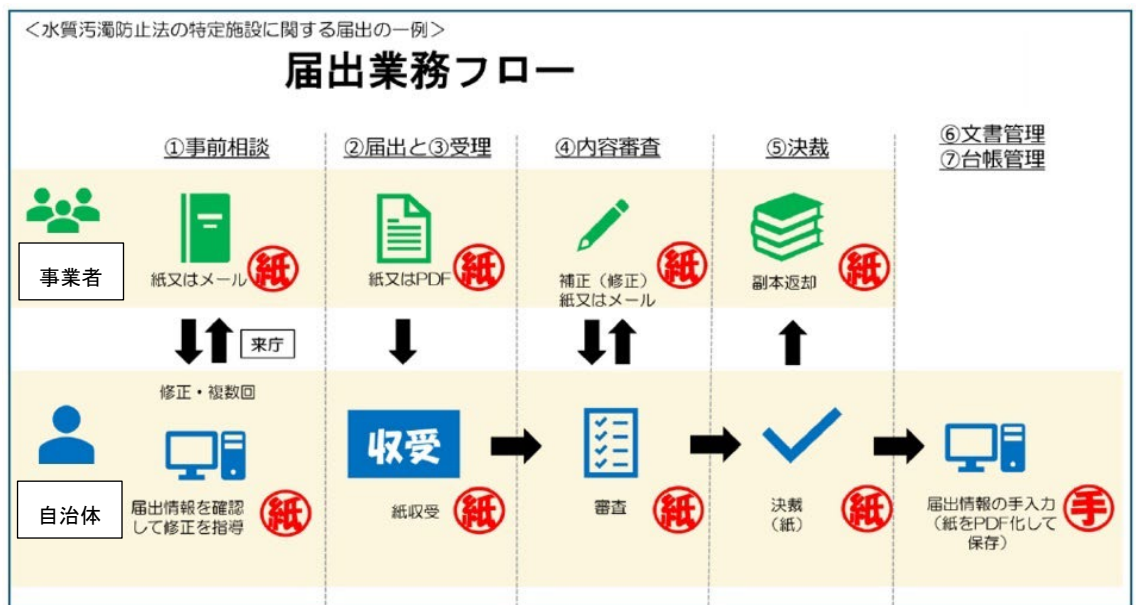
環境法令に基づく手続きは以下のとおりとする。

- ① 騒音規制法に基づく特定建設作業実施に係る届出
- ② 騒音規制法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ③ 振動規制法に基づく特定建設作業実施に係る届出
- ④ 振動規制法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑤ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、氏名等変更届出
- ⑥ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法、

振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、承継に係る届出

- ⑦ 大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑧ 水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑨ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑩ 土壤汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質変更に係る届出
- ⑪ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「組織整備法」という。）に基づく公害防止管理者等の選任・解任に係る届出

環境法令に基づく届出の業務フローについては、事業者等から提出を受け、受理し、決裁等の事務処理をすることで完結するが、典型的な一連の手続きは以下の通りと考えられる。



※事前相談は届出の内容から判断し、必要に応じて実施。

複数の自治体にヒアリングした結果、それぞれの業務フローの実態としては、以下のことが考えられるが、引き続き、具体の業務執行の実態を把握する必要がある。（下記①～⑦は業務フローの数字を指す。）

① 事前相談（※届出の内容から必要に応じて実施するもの）

- ・ 何の環境法令に基づく届出をしてよいか分からない事業者や、届出の書き方が分からない事業者への対応を窓口や電話、e-mailで行わなければならないことが多い。
- ・ 例えば、水質汚濁防止法の特定施設の新規設置の届出であれば、事業内容、施設の構造、想定される排水の水質などを、届出情報や施設の図面からは判断できないこともあり、事業者と直接やり取りをし、説明を受けないと自治体職員が理解できないケースがある。

② 届出、③受理

- ・ 申請者本人以外の代理人から申請される可能性がある。
- ・ 申請書類の副本の返却や受理証明を求められる可能性がある。
- ・ 届出の種類によっては、大量の図面等の資料が添付されている。

④ 内容審査

- ・ 必要に応じて、事業者との補正作業を行う可能性がある。

⑤ 決裁、⑥文書管理、⑦台帳管理

- ・ 電子メールでの受理を可能としている地方公共団体もあるが、電子決裁が進む中、紙媒体での届出の場合は内部で資料の電子化をするなどの作業が発生する可能性がある。
- ・ 紙で届出された内容を台帳システムに手入力しているため、負担が生じている可能性がある。
- ・ 本庁と支所で情報が分散して管理されている可能性がある。
- ・ 管理情報をもとに施行状況調査へ回答するのに、負担が生じている可能性がある。

（イ）システムの導入状況

- ・ 総務省の地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果によれば、汎用的電子申請システムを「導入済み」又は「導入予定」と回答した団体は、都道府県では47団体（100%）、市区町村では1079団体（62.3%）である。
- ・ 環境省とデジタル庁が令和7年1～2月に実施した「環境法令に係る申請・届出システム」に関するアンケート調査（以下、アンケート調査とする。）の結果を踏まえると、環境法令に基づく手続きのオンライン化は、e-TUMO APPLYを始めとした様々な汎用的電子申請シ

システムを活用していることが伺える。また、オンライン化の方法は、申請書と添付資料のファイルをシステムにアップロードする方式が大半を占め、中には、少数ながら、手続きによっては、申請書の記入項目をシステムのフォームに入力する方式を採用している地方公共団体が存在すると見込まれる。

・環境省で実施している施行状況調査に基づく年間届出数とアンケート調査に基づく共通システム化を希望している地方公共団体の割合は以下表 1 のとおりである。

	年間届出件数（概数）（千件）	共通システム化を希望する地方公共団体の割合（％）
①	91	77
②	5	73
③	52	74
④	4	71
⑤	18	49
⑥	2	45
⑦	15	26
⑧	16	26
⑨	—	22
⑩	15	21
⑪	10	46

（表 1）

※①～⑪の凡例は以下の通り

- ①騒音規制法に基づく特定建設作業実施に係る届出
- ②騒音規制法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ③振動規制法に基づく特定建設作業実施に係る届出
- ④振動規制法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑤大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、氏名等変更届出
- ⑥大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、承継に係る届出
- ⑦大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑧水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑨ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設等の設置・変更・使用の廃止等に係る届出
- ⑩土壤汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質変更に係る届出
- ⑪組織整備法に基づく公害防止管理者等の選任・解任に係る届出

※大気汚染防止法と土壤汚染対策法は R4、それ以外は R5 の施行状況調査の実績。

※⑤及び⑥の大気汚染防止法とダイオキシン類対策特別措置法の年間届出数は調査していないため把握できていない。

※⑨のダイオキシン類対策特別措置法施行状況調査では年間届出数を調査していないため把握できていない。

・また、アンケート調査では、環境法令に係る電子申請・届出システムの導入状況と全体の申請件数に占める電子申請・届出システムの利用割合を尋ねている。システムを導入している自治体の割合と利用割合ごとの自治体の分布の結果は以下表 2 のとおりである。

	システム導入率 (%)	システム利用割合 (%)			
		1～25%	25～50%	50～75%	75～100%
①	9	72	25	3	0
②	4	88	12	0	0
③	9	71	26	3	0
④	4	88	13	0	0
⑤	8	83	8	6	3
⑥	9	83	11	3	3
⑦	7	83	11	6	0
⑧	7	88	12	0	0
⑨	8	81	6	6	6
⑩	7	93	0	0	7
⑪	7	77	19	0	4

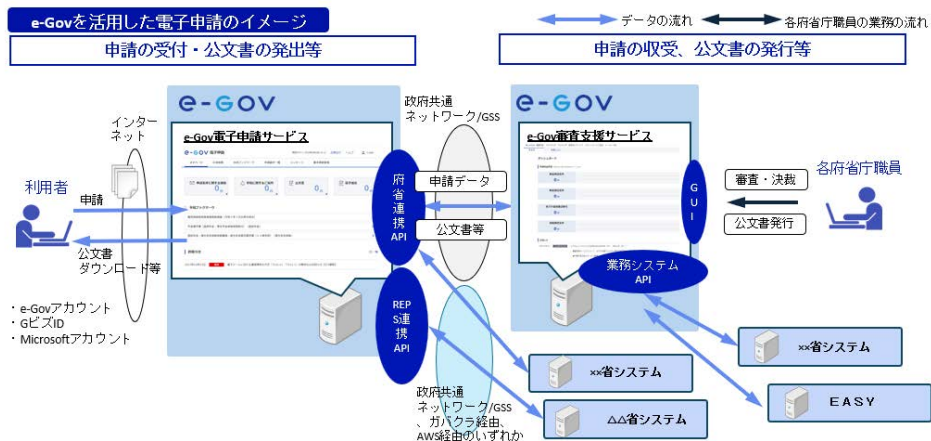
(表 2)

※①～⑪の凡例は表 1 と同じ。

・また、台帳システムについては、アンケート調査の結果、7.5% (72 団体) の地方公共団体が導入をしており、e-FEINS (富士通 Japan 株式会社) を始め、様々なシステムを導入していることが伺える。

ウ) e-Gov 電子申請の状況

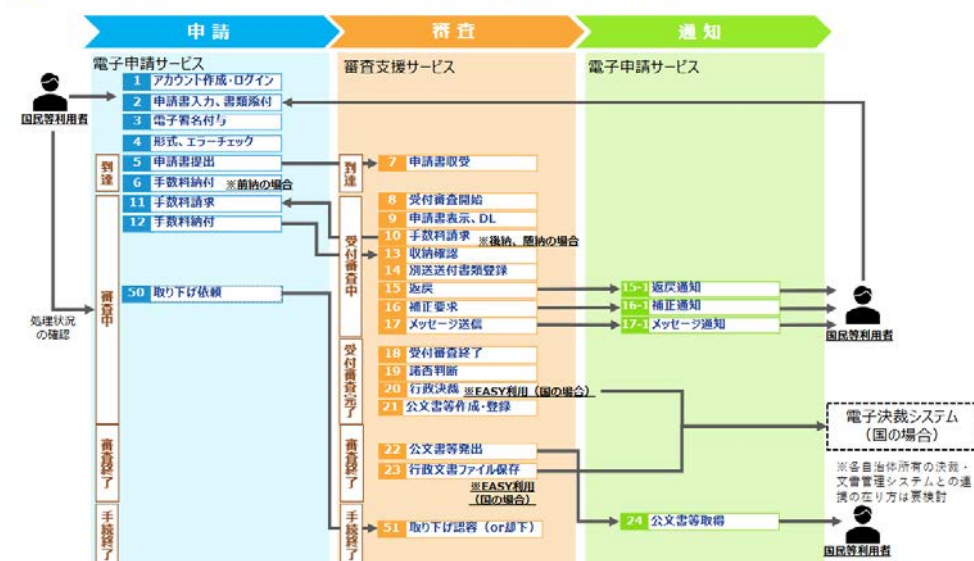
・e-Gov 電子申請サービス及び e-Gov 審査支援サービスは、国の行政機関に対する申請・届出等手続のオンライン化の社会的基盤として整備され、社会保険関係を中心とした約 6000 種類の行政手続において、年間約 2,800 万件の申請件数を取り扱っている。e-Gov 電子申請サービスでは、申請書の作成、エラーチェック、電子署名付与、処理状況の照会、公文書の取得等の電子申請の受付に係る基本機能を提供しており、e-Gov 審査支援サービスでは、申請を受け付けた後の申請データの収受・登録から審査、公文書作成、行政決裁等の業務(※)、申請者への審査結果の通知までの一連の事務手続が管理可能な機能を提供している。そのほか、国庫金の電子納付が可能な REPS 連携機能や、申請受付後の審査等の業務を各府省庁の業務システムで実施可能な機能を提供している。



- e-Gov は、各府省庁向けの電子申請に対応してきたところ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能である e-Gov 等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ること」とされていることを踏まえ、令和 5 年度及び令和 6 年度に、e-Gov を活用して地方公共団体手続のオンライン化を図るにあたり、現状で不足する機能等、環境整備のための設計開発を実施した。

この結果、現行の e-Gov を利用した電子申請の標準業務フロー及び機能は下記のとおりとなっている。

— e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行）



・また、国土交通省と連携して、e-Gov を利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン申請を可能とした。同手続については令和 5 年度から実施している一部自治体の試行運用を踏まえ、全国自治体へ展開を開始したところである。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

（ア）業務の実態（業務フロー等）及び（イ）システムの導入状況を踏まえ、以下の理由により、次のとおり、比較的システム化に向いている届出として共通化に取り組むことで業務負担の軽減につなげていく。

理由 1：年間における申請・届出件数の量の多さの観点から、共通システム化することによる業務負担の削減が見込まれると仮定する。

理由 2：さらに、アンケート調査の結果による地方公共団体からの共通化のニーズの高さから、共通化によって一定の利用率があると仮定する。

理由 3：環境法令に係る届出には、関連して複数の届出の提出が必要な場合があり、例えば、特定施設を設置した場合は、特定施設の届出と公害防止管理者の届出の提出が必要となる。このような場合、例えば、②、④、⑦、⑧、⑨と、⑪では、導入のタイミングは少なくとも同時でないと効果的な利用が望めないことが考えられる。さらに、水質汚濁防止法の特定施設の使用廃止(⑧)に伴う土壤汚染対策法への形質変更届出(⑩)なども想定できる。そのような想定を踏まえて導入することで共通化の効果が発現することが見込まれると仮定する。

理由 4：また同様に、氏名等変更届出や承継に係る届出も、特定施設の設置状況と密接に情報が結びついているため、導入のタイミングが少なくとも同時でないと効果的な利用が見込まれないと仮定する。

理由 5：システムに導入する上で、添付資料が少ない届出や、届出に入力する項目が地方公共団体の条例等でも複雑にならないものは優先的に検討を行う。

以上の理由等から、導入を検討する順として以下の A～C の通り整理した。

・グループ A

①、③

・グループ B

②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪

・グループ C

⑩

本システムで導入を検討する届出については、アの（ア）で示した業務フローのうち②届出、③受理、④審査のプロセスを e-Gov を共通システムとして活用しオンライン化し、負担軽減を図ることを検討する。システムのエラーチェック機能や提出前の最終確認機能を活用し、申請者側で入力ที่ไม่十分な項目を事前に確認できるようにすることで、受け手側である地方公共団体で確認する時間や、申請者側への連絡を行う時間も短縮することをイメージしている。

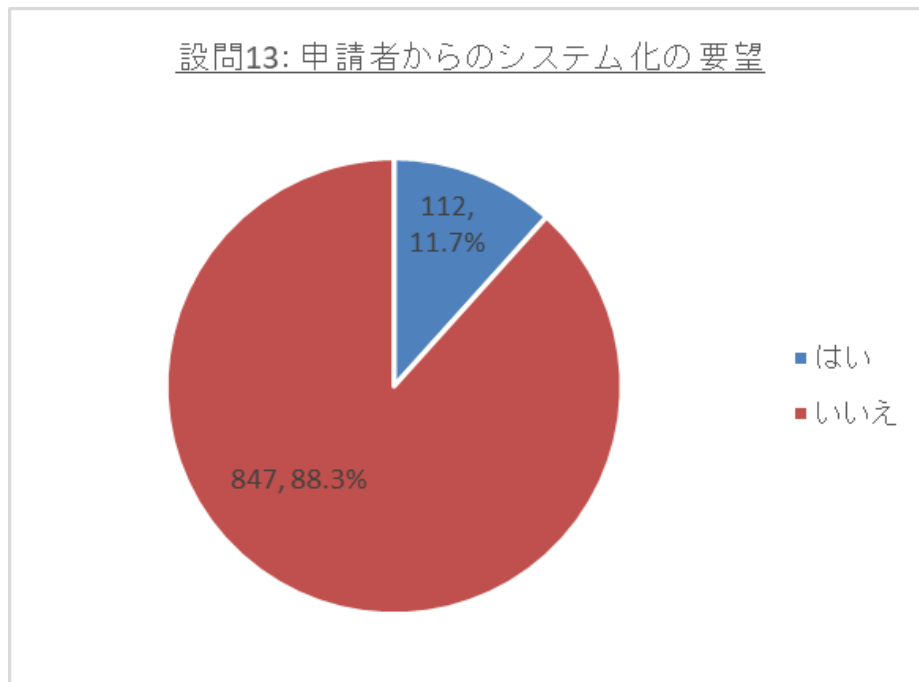
(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

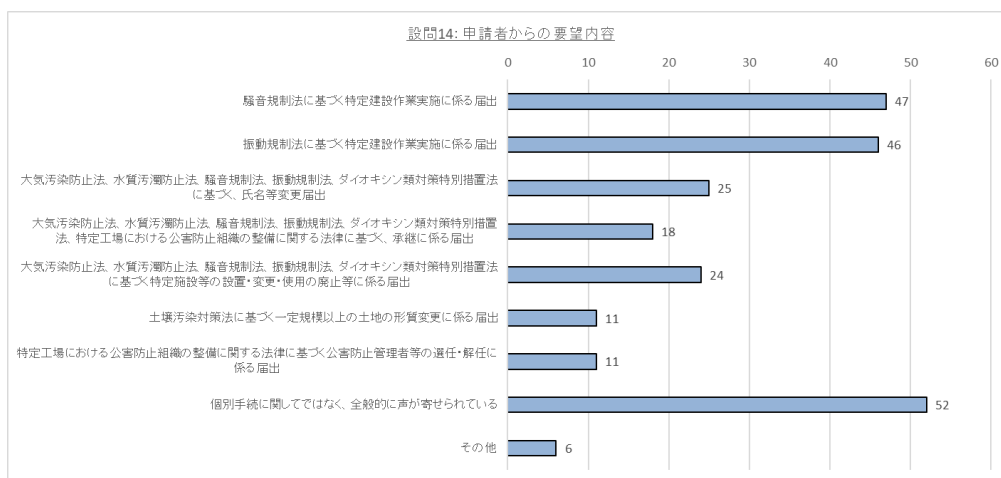
(ア) 国民の利便性の向上

申請者からのシステム化の要望に関して、地方公共団体全体の約 1 割から、そのような要望があると回答があった。現行の運用と申請のオンライン化を実施した場合の課題を把握し、e-Gov の審査支援サービス機能を活用することで、地方公共団体の窓口で直接届出を行う場合よりも少ないやりとりでの運用を可能にする。

地方公共団体が申請・届出の事務処理の効率化やデータ収集の効率性を高めることに資すると考えられる。提出文書等を電子化するとともに、手続業務の自動化を行うことで、申請・届出等手続に要する期間を短縮し、事業・社会的な逸失利益の軽減を図る。



(図6) 申請者からのシステム化の要望



(図7) 申請者からの要望内容

(イ) 行政の効率化

地方公共団体が申請・届出の事務処理の効率化やデータ収集の効率性を高めることに資すると考えられる。提出文書等を電子化するとともに、手続業務の自動化を行うことで、申請・届出等手続に要する期間を短縮し、事業・社会的な逸失利益の軽減を図る。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

本システムへのグループ A～C の導入に向けて、実際にオンライン上で申請することによって浮かび上がってくるシステム上の課題や、各地方公共団体の条例等で定められている様式への対応を検討するため、調査する。

ただし、グループ B に関しては、届出同士の関連性が高く、個別に導入することで提出方法の煩雑化が予想され、かえって地方職員の負担増加や現場の混乱を招く可能性もあり、可能な限り包括的な実装を検討している。

既に独自の電子申請・届出システムでオンライン化を実施している地方公共団体が一定数あることから、システムの置き換えにあたっては、自治体の作業負担が発生するリスクもあることも考慮する。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

最初に共通化を進めるグループ A の届出について、e-Gov を活用してオンライン化した場合、費用対効果が見込まれるかを試算した。

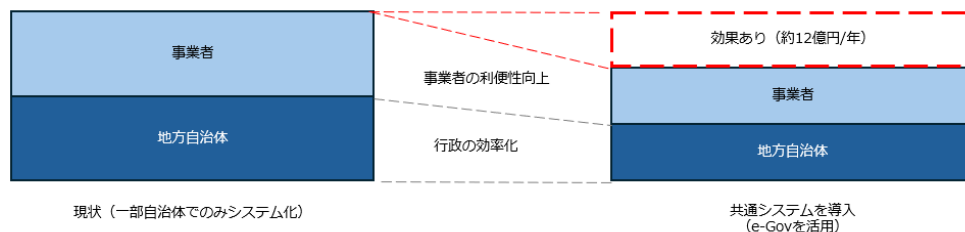
グループ A

①騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出

(イ) 窓口(自治体)における効果額		
パラメータ	内容	算出の根拠
① 手続1件当たりの効果額合計	10,785円	(ア)～(ウ)、(オ)の合計
(ア) 申請等窓口への往復交通費の削減効果	69円	上記「(1) (ア) 申請等窓口への往復交通費の削減効果」より
(イ) 申請等窓口への移動時間の削減効果	536円	上記「(1) (イ) 申請等窓口への移動時間の削減効果」より
(ウ) 行政機関での滞在時間の削減効果	5,854円	上記「(1) (ウ) 行政機関での滞在時間の削減効果」より
(オ) 窓口での対応時間の削減効果	4,326円	上記「(2) (オ) 窓口(自治体)での対応時間の削減効果」より
② 申請・届出件数 (年間)	91,000件	
③ 想定オンライン申請率 (年間)	77%	
効果額 (円)	756,701,168円	①×②×③

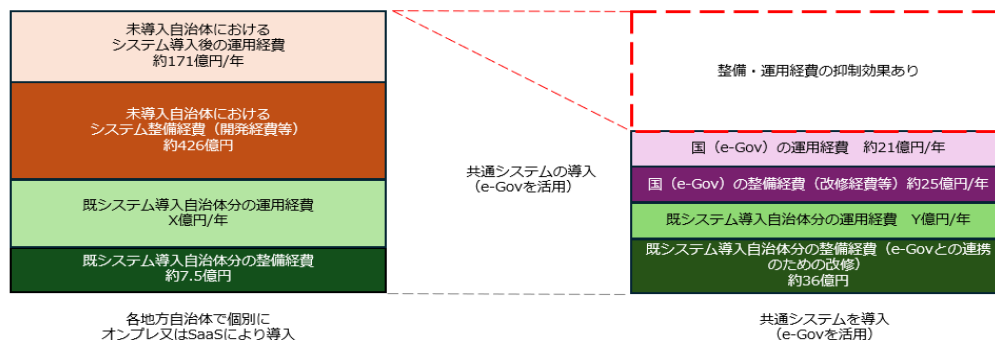
③振動規制法に基づく特定建設作業実施届出

(イ) 窓口(自治体)における効果額		
パラメータ	内容	算出の根拠
① 手続1件当たりの効果額合計	10,785円	(ア)～(ウ)、(オ)の合計
(ア) 申請等窓口への往復交通費の削減効果	69円	上記「(1) (ア) 申請等窓口への往復交通費の削減効果」より
(イ) 申請等窓口への移動時間の削減効果	536円	上記「(1) (イ) 申請等窓口への移動時間の削減効果」より
(ウ) 行政機関での滞在時間の削減効果	5,854円	上記「(1) (ウ) 行政機関での滞在時間の削減効果」より
(オ) 窓口での対応時間の削減効果	4,326円	上記「(2) (オ) 窓口(自治体)での対応時間の削減効果」より
② 申請・届出件数 (年間)	52,000件	
③ 想定オンライン申請率 (年間)	74%	
効果額 (円)	416,136,570円	①×②×③



・オンライン化の導入コスト

地方自治体で電子申請のオンライン化のために、オンプレ又はSaaSにより新規にシステム導入した場合と e-Gov を活用してオンライン化した場合のコストを試算して両者を比較すると、以下表のとおり、e-Gov を活用した場合の方がシステム整備及び運用経費の抑制効果があると考えられる。



		オンプレ又はSaaSにより導入		e-Govを活用	
ランニングコスト	国（e-Gov）		—		約21億円/年
	地方自治体	システム未導入	新規導入	新規導入	0
		システム既導入	既存システムの更新	乗り換え 既存システムと連携	0 Y億円
イニシャルコスト	国（e-Gov）		—		約25億円/年
	地方自治体	システム未導入	新規導入	新規導入	約17.8億円/年
		システム既導入	既存システムの更新	乗り換え 既存システムと連携	
			約7.5億円		約36億円

- ・今回実施したアンケート結果より、対象手続に関して、961自治体中99自治体（約10％）においてオンライン申請システムを導入済み
- ⇒全自治体の10％が対象手続でオンライン申請を導入していると仮定
- ・全自治体1778中925自治体（約50％）においてオンライン申請を導入済み
- ⇒全自治体1778のうち、178（約10％）の自治体が対象手続のうちのいずれかでオンライン申請を導入済み、747（約40％）の自治体では既存の電子申請システムがあるが対象手続はのっておらず、853（約50％）の自治体ではオンライン申請を導入済みと仮定
- ・1自治体当たり新規のシステム導入のイニシャルコスト0.5億円、ランニングコスト0.2億円/年と仮定
- ・既存システムに対象手続を掲載する費用（イニシャルコストに計上）を0.01億円（様式作成等）、運用等経費は0円と仮定
- ・オンライン申請システム未導入の853自治体で新規システム導入した場合、イニシャルコスト約426億円、ランニングコスト約171億円/年）が必要と試算
- ・既存のオンライン申請システムに747自治体で対象手続を掲載した場合、イニシャルコスト約7.47億円と試算
- ・国のイニシャルコスト及びランニングコストは、e-Gov及び審査支援サービスの経費（イニシャルコスト：機能改修経費約25億円/年、ランニングコスト約21億円/年 ※R7年度予算案、約6,000種類、年間約2,700万件の申請。）を仮置き
- ・e-Govに対象手続を掲載する費用（イニシャルコストに計上）を1自治体当たり0.01億円（様式作成等）と仮定すると、全自治体1778自治体で約17.8億円
- ・自治体の既存システムとe-Gov及び審査支援システムをAPI連携する費用（イニシャルコストに計上）を1自治体当たり0.2億円と仮定すると、178自治体で約36億円
- ・システム既導入済の自治体の運用経費をX億円/年、e-Govと既存システムと連携後の自治体の運用経費をY億円/年（X>Y）と仮定

これらにより、e-Gov を活用してオンライン化することで、事業者の利便性向上及び行政の効率化が図られ、システム経費及び運用経費も含めたトータルコストを大幅に削減することが可能であると考えられるが、引き続き精査を進める。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

(ア) 地方公共団体の条例等で定める様式への対応

それぞれの届出について各地方公共団体での対応状況を整理し、共通システムでの手続きが現行の手続きよりも簡便なものとなるよう、制度面又はシステム面から対応しなければならない。

これらの対応策として、条例の状況調査、調査を踏まえた既存システムとのFIT&GAP分析、条例に基づく手続も提出できる省令様式や必要な機能改修を検討する。

(イ) 本人確認への対応

アンケート調査の結果からも、システム上で届出を受理することで、本人かどうかの確認ができるかどうか不安という声があった。申請者のIDと照会するなどを通じて、システム上からでも本人確認ができるよう対応を行う。

(ウ) 関連する届出への照会機能

システム上で届出を申請する前に、入力された項目について要件を満たせば、関連する届出を案内できるようにすることで、他の届出漏れの未然に防止できると考えられる。

(エ) 台帳システムとの連携について

既に一部の地方公共団体で独自の申請・届出システムや台帳システムを導入し、これら届出に係る作業負担を軽減している事例も見られるため、届出から台帳管理まで一括でオンライン手続きができるシステムを導入することで、初めて共通化の効果が現れる地方公共団体もあることが想定されることから、このような可能性のある地方公共団体に向けては、事業者が届出システムに入力した内容をCSV形式等でアウトプットできるようにし、地方公共団体が台帳システムを改修することで、電子データのインポートを可能とするなどの連携作業が有効かと考えられる。

(オ) デジタル化に伴う必要な運用の見直し、明確化や統一化

今後、本共通化推進方針に基づき取組を進めていくにあたり、デジタル化に伴う運用上の課題について、必要に応じて地方公共団体から意見

を聞くとともに、より一層住民サービスの向上や行政の効率化を図る観点から、デジタル化に伴う運用の見直し、運用ルールの明確化・統一化等の必要な措置を講じる。

(カ) 関係する他手続・制度への対応

グループB・Cの共通化の検討に際しては、関連する他手続・制度との関係を整理するが、実装については、各法所管省庁において判断する。

(2) スケジュール

令和7年度の調査から、効果的な共通化を検討していき、e-Govの機能改修スケジュールも見ながら導入可能な届出を順次整備していくものとする。

取組内容の見出し	工程表																担当府省庁				
	2024年				2025年度				2026年				2027年					2028年			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		1	2	3	4
e-Govの審査支援サービスの振り分け機能、補正機能の改修																					デジタル庁
共通システム化に向けた環境法令に係る申請・届出の選定作業																					環境省・デジタル庁
環境法令に係る届出の共通化に向けた調査・検討事業																					環境省
グループAの届出の導入に向けた基盤準備																					環境省・デジタル庁
グループAの届出のe-Gov実装																					環境省・デジタル庁
試運転、説明会等の実施																					環境省・デジタル庁
試運転を踏まえた機能改善、届出様式の見直し																					環境省・デジタル庁
e-Govでの導入（機能改修は随時行う）																					環境省・デジタル庁
グループB～Cの届出の導入に向けた準備（R9予算要求等）																					環境省・デジタル庁

【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】

2. 共通化の方法

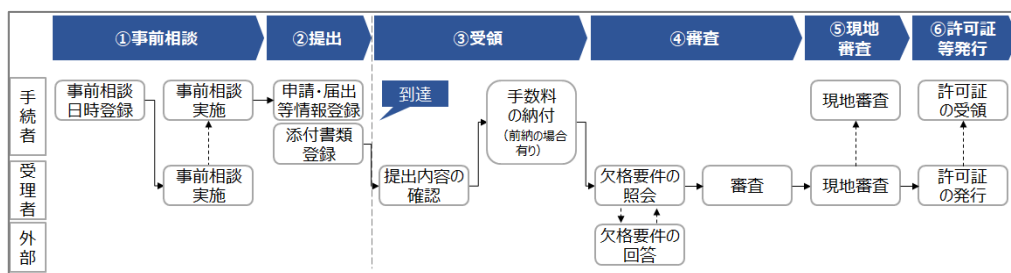
(1) 対象となる手続

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出

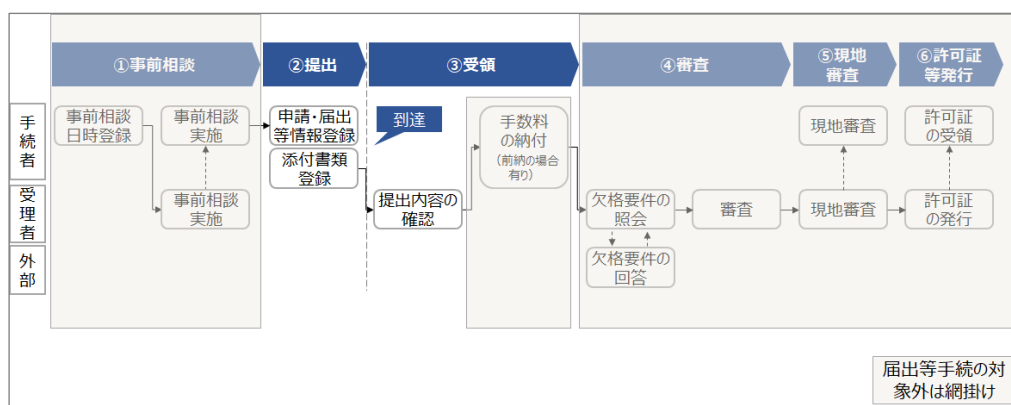
ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

a. 申請・届出等全体業務フロー（例）



b. 対象手続の届出業務フロー（例）

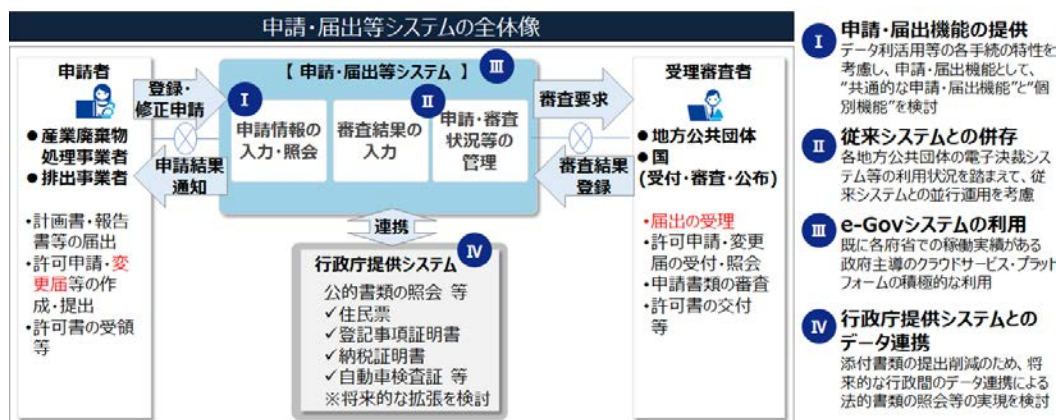


(イ) システムの導入状況

既に一部の電子申請・届出等は e-Gov、民間 SaaS 等によりオンライン化が実現されている。対象手続については様式ダウンロード等の機能を実現している例が見受けられるが、SaaS 等によるオンライン化は未だ実現はされていない状況と推察する。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

e-Gov を前提とした申請・届出等システムの全体像を認識した上で本件の届出について検討を進め、段階的に機能拡張やシステム間連携等を実現する。



(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

現状、各種環境法令に基づく申請・届出については、事業者は地方公共団体に来庁し、申請・届出を紙により提出する必要がある団体が多い。一部の地方公共団体では、独自の電子申請システムを導入しているが、区域をまたがって活動する事業者にとってはそれぞれの電子申請システムに対応しなければならない状況となっている。環境法令に基づく申請・届出についてシステムを導入することにより、事業者の来庁の手間を減らすなど、利便性の向上に資する。

(イ) 行政の効率化

地方公共団体が申請・届出の事務処理の効率化やデータ収集の効率性を高めることに資すると考えられる。提出文書等を電子化するとともに、手続業務の自動化を行うことで、申請・届出等手続に要する期間を短縮し、事業・社会的な逸失利益の軽減を図る。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

(ア) 調査検討、要件定義 約 5,000 万円

(イ) システム構築、運用・保守（4年間）約 3 億 8,000 万円

※現時点は調査検討中で要件定義の前段階であるため、想定コストとし、政府共通プラットフォームとして様々な電子申請・届出等を取り扱う e-Gov の機能拡張、機能変更等コストについては今後の検討事項とする。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

費用対効果が見込まれるか試算した。

水・大気環境局 環境管理課の「2（2）ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化」に記載の通り、引き続き精査を進める。

(イ) 窓口(自治体)における効果額

パラメータ	内容
① 手続1件当たりの効果額合計	7,219円
(ア) 申請等窓口への往復交通費の削減効果	256円
(イ) 申請等窓口への移動時間の削減効果	1,990円
(ウ) 行政機関での滞在時間の削減効果	2,810円
(オ) 窓口での対応時間の削減効果	2,163円
② 申請・届出件数（年間）	220,000件
③ 想定オンライン申請率（年間）	10%
効果額（円）	158,823,491円

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 課題

(ア) 各地方公共団体の事情に対応

- 自らの事情に応じて各地方公共団体が自律的に様式や添付資料等の設定ができること。
- 文書管理システム、外部システムと連携ができること。

(イ) 導入負荷が低く、DX人材不足に配慮

- 複雑で工数がかかる事前準備や高いITリテラシーが無くとも導入できること。
- 極力開発することなく導入し、地方公共団体の職員が容易に運用・保守ができること。
- 導入後も運用負荷が低いこと。

(ウ) 計画や仕様を周知し要望をヒアリング

- 各地方公共団体に対し事前に計画や仕様を共有し周知した上で要望をヒアリングし進めること。

(エ) 情報セキュリティ対応

- 真正性の担保、なりすまし・改ざん防止ができること。
- 個人情報の取り扱いに配慮していること。

イ. 対応方策

(ア) e-Gov によるオンライン化検討

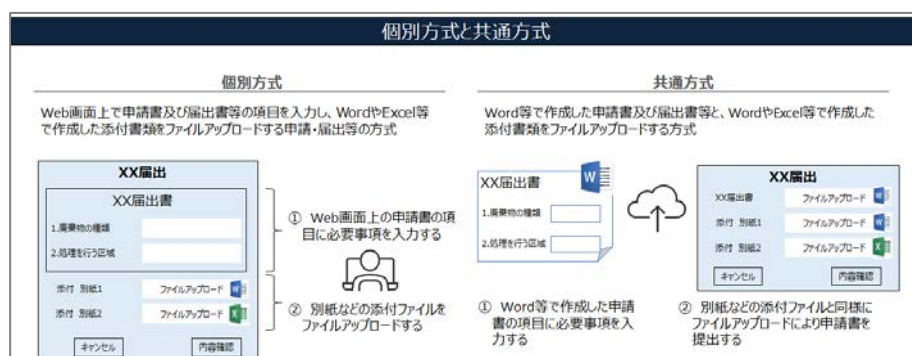
- e-Gov を前提とした申請・届出等システムの全体像を認識した上で本件の届出について検討を進め、段階的に機能拡張やシステム間連携

等を実現する。

- b. 当課は R7 年度中に本省向け一部手続のサービス開始を目指している。地方公共団体対応には機能拡張、改修の検討が必要となる。

(イ) e-Gov による入力、出力方式の検討

- a. 全ての項目を画面から入力する個別方式、全ての書類を添付書類とする共通方式、2方式のメリット・デメリットについて検討を行う。



(ウ) 地方公共団体のご意見による e-Gov 機能拡張、改修等の検討

- a. 地方公共団体のご意見と、原課の知見を元に e-Gov の機能拡張、改修について検討する。特に「地方公共団体の事情に応じることが出来る機能・体制」、「複数提出先指定」について検討を要する。

機能拡張、改修の例	
地方公共団体向け手続・様式対応	● 複数提出先への一括提出 ● 様式作成支援機能の改善（組織マスター系を各様式に組み込む方式の改善） ● 個別入力によるデータ利活用・申請データのDB保存（共有、データ利活用） ● 地方公共団体が自律的に運用・保守できる仕組みと体制
共通プラットフォーム	● 部分補正機能 ● 申請データのDB保存（共有、データ利活用） ● 組織・人事異動対応 ● GピズID委任機能への対応 ● サブシステムごとに分離されたヘルプ体制の改善（e-Govシステムとして一本化） ● 検証環境の改善とステージング環境の整備、教育・試用環境の整備 ● 開発・運用・保守事業者への外注を前提とした権限管理 ● 長期署名対応（公文書発出を要する場合）

(エ) デジタル化に伴う必要な運用の見直し、明確化や統一化

今後、本共通化推進方針に基づき取組を進めていくにあたり、デジタル化に伴う運用上の課題について、必要に応じて地方公共団体から意見を聞くとともに、より一層住民サービスの向上や行政の効率化を図る観点から、デジタル化に伴う運用の見直し、運用ルールの明確化・統一化等の必要な措置を講じる。

(オ)関係する他手続・制度への対応

共通化の検討に際しては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の考え方を参考にしながら、産業廃棄物に関連する他手続・制度との関係を整理する。

(カ)担当府省庁のミッション

a. 環境省のミッション

地方公共団体ごとの条例による上乗せ、横出し規制のある環境法令等に係る行政手続の電子化について環境整備等を検討する。

b. デジタル庁のミッション

環境省が電子化を検討する行政手続において、e-Gov を利用したオンライン化が可能となるように必要な措置を検討する。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
地方公共団体の現状把握																					環境省
システム、業務課題の調査検討																					○環境省、デジタル庁
電子化、オンライン化の構想																					○環境省、デジタル庁
検討会の実施																					環境省
変更届出のプロトタイプ制作・評価																					○環境省、デジタル庁
外部連携の検討																					環境省、○デジタル庁
機能・非機能要件の策定																					○環境省、デジタル庁
電子化された変更届出をe-Govに実装																					○環境省、デジタル庁
電子化された変更届出の運用・保守																					○環境省、デジタル庁
電子化された変更届出の機能改善																					○環境省、デジタル庁
電子化された変更届出の継続的Fit&Gap分析																					○環境省、デジタル庁
e-Govの継続的機能拡張、改修																					デジタル庁

※e-Gov を共通プラットフォームとして利用するため、要件定義以降の工程はe-Gov の機能拡張、改修について明確化された後に再検討とする。

建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針（案）

令和 7 年 6 月 2 日

国土交通省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「建築確認電子申請システム等」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

建築確認電子申請システム等

2. 共通化の方法

建築分野の生産性の向上を促進するため、建築基準法に基づく行政手続のデジタル化に必要な基盤となるシステム整備等を行う。

3. 対象とする手続の共通化の推進スケジュール

(1) 建築確認

ア. 建築確認電子申請受付システムの供用

令和 7 年 4 月より、建築確認の申請及び確認済証の受領、消防同意をオンラインで行うことができる「建築確認電子申請受付システム」の供用を開始する。

イ. BIM 図面審査

令和 8 年 4 月より、建築確認電子申請受付システムを機能拡張して BIM データを扱うことのできる「確認申請用 CDE」と接続することにより、BIM を参考データとして提出し、確認審査に活用する「BIM 図面審査」の運用を開始する。BIM 図面審査では、BIM により作成された図書を用いて審査することにより、審査者は整合性確認を一部省略することが可能となり、審査期間の短縮が図られ、申請者、審査者双方の利便性の向上につながる。

ウ. BIM データ審査

令和 11 年 4 月より、「確認申請用 CDE」に審査補助機能を付与し、BIM データを直接審査の対象とする「BIM データ審査」の運用を開始する。BIM データ審査では、BIM データそのものを用いて審査することが可能となり、更なる審査期間の短縮が図られ、申請者、審査者双方の利便性の向上につ

ながる。

上記イ及びウの整備等を通じて、BIM による建築確認を普及し、申請・審査の効率化を図るとともに、ライフサイクル全体での BIM データの活用・普及を促進する。

(2) 完了検査・中間検査

ア. 建築確認電子申請受付システムの機能拡張

令和 8 年 4 月の「BIM 図面審査」の運用開始に合わせ、建築確認電子申請受付システムの機能を拡張し、中間検査及び完了検査の申請並びに中間検査合格証及び検査済証の受領をオンラインで行うことができるようにする。

(3) 構造計算適合性判定・建築物エネルギー消費性能適合性判定

ア. 建築確認電子申請受付システムの機能拡張

令和 8 年 4 月の「BIM 図面審査」の運用開始に合わせ、建築確認電子申請受付システムの機能を拡張し、構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請並びにそれぞれの適合判定通知書の受領をオンラインで行うことができるようにする。

(4) 建築計画概要書等の閲覧

ア. 閲覧のためのシステムの供用

令和 9 年 4 月を目標に、特定行政庁に対する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書の閲覧をオンラインで行うことができるシステムの開発を目指す。その際、営利目的の閲覧への対応等を検討する。また、個人情報の取扱いを含め、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。

なお、指定道路図及び指定道路調書については、すでに多くの地方公共団体において、インターネット上の地図情報システムにより道路台帳、都市計画等と併せて閲覧に供されていることから、国によるシステムの開発を検討することは現時点では想定していない。

(5) その他の建築基準法に基づく行政手続

ア. 建築確認電子申請受付システムの機能拡張

令和 9 年 4 月を目標に、定期報告、建築工事届、特定行政庁による許可・

認定に関して、手順をオンラインで行うことができるよう、建築確認電子申請受付システムの機能拡張に関する検討を進める。また、手順を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。

(6) 関連する他法令の制度への対応

ア. 建築確認電子申請受付システムの機能拡張

建築物の建築にあたり同時に行われることが想定される他法令の制度（住宅性能評価の申請、長期優良住宅の認定申請等）についても、地方公共団体のニーズを丁寧に把握した上で、建築確認電子申請受付システムの機能拡張により対応できないか検討する。

4. 備考

上記のスケジュールは、関係機関との調整やシステムベンダーの確保等の状況によって変わりうる。

建築確認電子申請受付システムの利用料については、申請先の行政機関等における過去の申請実績数を踏まえて設定される。（令和7年度は無償とする。）

取組内容の見出し	工程表																担当府省庁				
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					2028年度			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		1	2	3	4
建築確認																					
建築確認電子申請受付システム																					国土交通省
BIM図面審査																					国土交通省
BIMデータ審査																					国土交通省
完了・中間検査																					
建築確認電子申請受付システムの機能拡張																					国土交通省
構造適判・省エネ適判																					
建築確認電子申請受付システムの機能拡張																					国土交通省
建築計画概要書等の閲覧請求																					
閲覧のためのシステム																					国土交通省
その他の建築基準法に基づく行政手続																					
建築確認電子申請受付システムの機能拡張																					国土交通省
関連する他法令に基づく手続																					
建築確認電子申請受付システムの機能拡張																					国土交通省

■ 施策の検討 ■ 施策の実装

預貯金照会のオンライン化の拡大に係る共通化推進方針（案）

令和7年6月2日

デジタル庁

警察庁

金融庁

総務省

法務省

財務省

厚生労働省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「預貯金照会のオンライン化の拡大」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

預貯金照会のオンライン化の拡大

2. 預貯金照会業務及びオンライン照会サービス等について

（1）経緯等

地方税法、国税通則法、生活保護法等の法令に基づく財務調査等¹を目的として金融機関に対して行う預貯金等情報の照会・回答は、平成30年度調査によると年間約6,000万件あり、その内訳は、国税が約1割、地方税が約6割、生活保護・国民健康保険・介護保険が約2割、年金・警察・その他が約1割となっている。書面により行っている行政機関・金融機関も依然として多く、双方にとって負担となっている。

一方、民間事業者により、預貯金等情報の照会・回答業務をデジタル化したオンライン照会サービス等が提供されており、一部の行政機関・金融機関において利用されている。

令和元年には、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室と金融庁を事務局とする「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、①預貯金照会業務の効率化に向けて目指す将来像、②預貯金照会のオンライン化に向けた課

¹ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、67手続をオンライン化対象手続としている。（デジタル庁ホームページ：[オンライン化を実施する行政手続の一覧等](#)）

題と取組の方向性について検討を行い、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進する方針が示されている。

これを受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、令和3年度以降、「行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。」こととされている。

また、デジタル社会の実現に向けた重点計画を受けて、事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議においては、令和5年度以降、国税庁からの提案を踏まえ、行政機関・金融機関双方の事務負担の軽減・事務効率化を図るため、①金融機関団体に対するオンライン照会サービスへの対応の呼びかけ、②地方自治体等に対するオンライン照会サービス利用の呼びかけを行うなどの取組を行っているところ。

令和6年10月、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において共通化候補に選定され、デジタル庁は、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省の協力を得て、令和7年3月末までに預貯金照会のオンライン化の拡大について、今後のスケジュールを記した推進方針案を策定することとされている。

(2) 預貯金照会業務の実態

ア. 照会内容

預貯金等情報の照会においては、口座の残高や契約内容等の現在の状況、預貯金、融資等の過去の取引履歴、そして契約申込書や本人確認書類など契約時の書類を確認している。

イ. 地方自治体における業務フロー

(ア) 書面による照会

地方自治体が預貯金等情報を書面により照会する際には、調査対象者を抽出し、照会文書に調査対象者の情報を記入した書面と返信用封筒を同封して、金融機関に郵送している。最初に契約の有無を確認した上で取引履歴等の詳細に係る調査を行う場合と、まとめて契約の有無と取引履歴等の詳細に係る調査を行う場合の大きく2通りがある。また、金融機関からの回答を受け取った際には、回答文書の内容を確認、あるいは、データ化した上で以降の業務（地方税の滞納処分、生活保護の保護決定など）を行っている。

(イ) オンラインによる照会

地方自治体が預貯金等情報をオンラインにより照会する際には、調査対象者を抽出の上、オンライン照会サービスへアップロードをする照会データ（CSV ファイル形式）を作成し、送信している。また、金融機関から回答データを受領した際には、同データをシステムへ取り込み、以降の業務で活用している。

ウ. 金融機関における業務フロー

(ア) 書面による照会対応

金融機関が地方自治体を含む行政機関から書面により預貯金情報等の照会を受けた際には、照会文書の記載内容を踏まえ契約者の特定を行い、該当者がいた場合には必要書類を整理した上で回答文書を作成し、郵送等している。なお、照会件数が多い金融機関では業務の集約化を図った上で、回答業務に特化した体制（事務処理センター等）を構築している場合もある。

(イ) オンラインによる照会

金融機関が地方自治体を含む行政機関からオンラインにより預貯金情報等の照会を受けた際には、受信した照会データについて、取引口座の有無の確認と取引明細の照会内容に基づき、回答用のデータ（CSV ファイル形式）を自動的に作成し、送信している。

(3) オンライン照会サービス等の概要

民間事業者により、オンライン照会サービス等が提供されており、サービス概要及び令和 7 年 3 月時点の利用状況は次のとおりである。

ア. pipitLINQ²

株式会社 NTT データが平成 30 年の実証実験を踏まえ、平成 31 年より提供しているオンライン照会サービス。pipitLINQ は行政機関と金融機関をつなぎ、統一フォーマットの電子データによる預貯金等照会が可能となるサービスであり、照会対象者の預貯金等口座の有無や取引履歴などが照会可能である。

令和 7 年 3 月時点での導入実績（予定含む）は、国 8 機関、地方自治体

² 株式会社 NTT データホームページ (<https://pipitlinq.jp/>)

1,023 機関、金融機関 415 機関である。

イ. DAIS³

SocioFuture 株式会社が平成 30 年より提供しているオンライン照会サービスであり、サービス機能としては概ね pipitLINQ と同様。

令和 7 年 3 月時点での導入実績（予定含む）は、国 5 機関、地方自治体 476 機関、金融機関 225 機関である。

ウ. PiMS⁴

北日本コンピューターサービス株式会社が、令和 4 年より提供している行政機関向けのオンライン照会補助サービス。行政機関からオンラインにより照会をする際、調査対象者の情報を入力すると、照会先の金融機関の照会様式に適合した照会データの自動作成や回答データのクレンジング、照会対象者の口座情報・取引明細情報の一元化を可能とするサービスである。

令和 7 年 3 月時点での導入実績（予定含む）は、地方自治体 137 機関 である。

³ SocioFuture 株式会社ホームページ (<https://www.scft.co.jp/dais/index.html>)

⁴ 北日本コンピューターサービス株式会社ホームページ (<https://pims-for-lg.com/>)

（４）オンライン照会サービス等の活用による預貯金照会業務のデジタル化に必要な実務的・技術的事項

民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進するにあたり必要な実務的・技術的事項について、令和元年、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」の下で設置された課題検討ワーキング・グループ（WG）⁵において検討し、①金融機関（銀行等、生命保険）への照会フォーマットの策定、②行政機関からの照会・金融機関からの回答に係る本人特定の原則の提示、③オンライン照会サービスを導入する際の費用対効果の考え方の提示を行っている。

３．預貯金照会業務の現状と課題

（１）地方自治体

ア．オンライン照会サービスの利用状況

照会件数が最多の地方税分野では、人口規模 1 万人以上の団体におけるオンライン照会サービス利用は 8 割以上である一方、1 万人未満の団体では 4 割程度の状況である。

次に照会件数が多い生活保護、国民健康保険、介護保険分野では、300 程度の団体でオンライン照会サービスを利用している。

イ．オンライン照会サービス等利用のメリット

地方自治体が預貯金照会業務を行う際にオンライン照会サービス等を

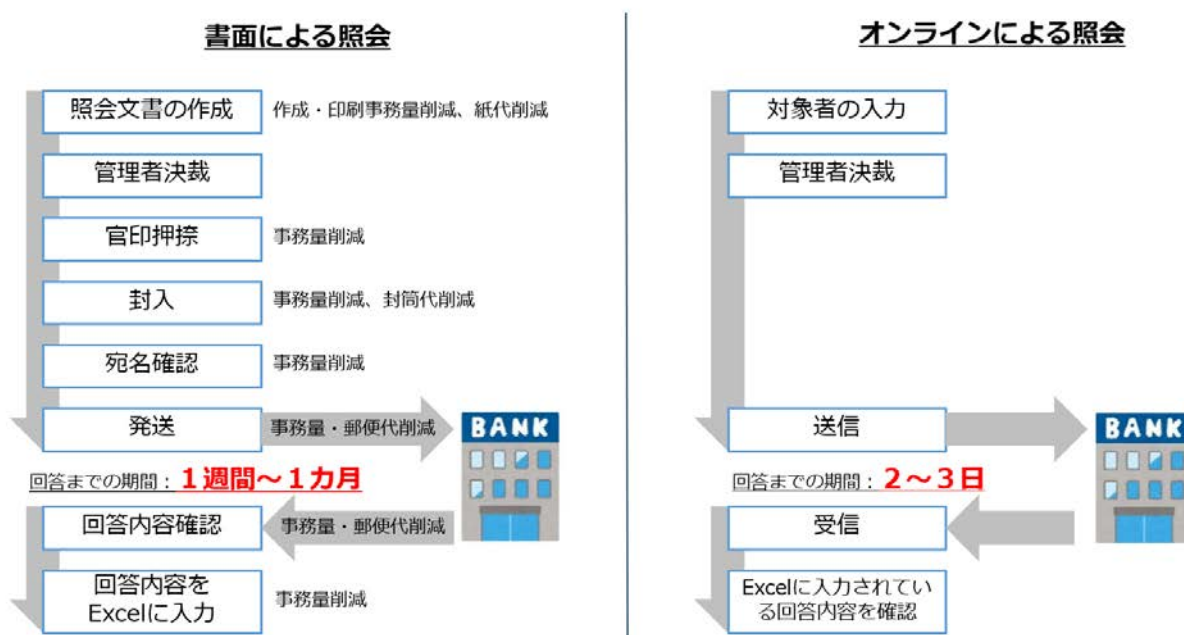
⁵ 政府 CIO ポータルホームページ（預貯金等照会・回答業務におけるデジタル化の推進）
<https://cio.go.jp/node/2782>。本 WG にて制定した照会フォーマットを基に、預貯金照会業務を行うこととされた。また、本人特定の項目として、個人の場合、「氏名（カナ又は漢字）が一致、かつ住所又は生年月日が一致」した場合、法人の場合、「法人名（カナ又は漢字）が一致」した場合に、行政機関に回答することができるものとされた。

さらに費用対効果の考え方として、①費用削減効果と②業務時間削減効果に分けられる。費用削減効果（①）の検討に当たっては、現状費用（書面照会・回答に係る費用）と将来費用（デジタル化に係る費用）を比較し、現状費用が将来費用を上回っているかどうか確認することが有効である。その際には、現状費用は郵送費（郵便料金×照会・回答件数）及び実費（紙、印刷・コピー料金等）を直近の実績に基づき算出し、将来費用は、サービス事業者等の見積りをもとに、サービス利用料及び初期システム開発費用を算出するものとする。業務時間削減効果（②）については、現状（書面）と将来（デジタル化）のそれぞれの作業を洗い出した上で、各作業に要している時間を算出し、将来の作業時間が現状の作業時間を下回っていることを確認するものとする。

利用する場合、照会文書の作成や印刷、郵送事務の削減、回答受領までの時間の短縮、データ連携による後続の関係業務の円滑な執行など、業務効率化や経費削減の効果がある。具体的には、書面による照会では、照会文書の作成・印刷、官印押捺、封入、送付先の宛名確認、発送、金融機関からの回答の開封、回答内容のデータ入力などが必要であるが、これが不要となることにより人的ミスの減少、業務効率化や郵送料、印刷費用相当分の経費削減が実現⁶できる。

また、書面による照会では回答受領までに2週間から2か月程度必要であるところ、オンライン照会サービス等を利用すると、回答受領までに1日から1週間程度に短縮され、後続の地方税の滞納処分や生活保護の受給決定などを迅速に行うことができる。

＜オンライン照会サービス等を利用するメリット＞



ウ. 課題

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における意見照会や地方自治体に対するヒアリングを実施し、次のとおり、預貯金照会業務のデジタル化の課題の整理を行った。

⁶ オンライン照会サービスを利用するためには、初期費用や月額基本料、照会件数ごとの従量料金（金融機関においては、システム改修費用）などの費用が生じるため、これらの経費削減効果との比較が必要である。

- オンライン照会サービスに関する情報が不足しており利用の検討ができない又は進まない。
- 地方税は、総務省から預貯金照会業務のデジタル化の推進に関する通知⁷をきっかけにオンライン照会サービス利用の検討を行ったが、その他の業務についてはデジタル化の検討をするきっかけがない。
- 照会件数に対してオンライン照会サービスの利用料が高額で費用対効果が得られない。
- オンライン照会サービスに対応していない金融機関があること、金融機関が対応していても、オンライン照会サービスで照会できる範囲が限定的であり、追加で書面による照会をしなければならないケースがあるため、オンライン照会サービスを利用しても書面による照会業務とオンラインによる照会業務が併存し、かえって煩雑で負担が増える。
- 既存の2つのオンライン照会サービスは対応している金融機関の範囲が異なるため、両方のサービスを利用しなければならないが、利用料の負担が大きすぎる。
- 金融機関によって照会ルール（照会項目、本人確認の粒度、データ等）が異なるため、オンライン照会サービスを利用しても不便を感じる。

（２）金融機関

ア．オンライン照会サービスへの対応状況

金融機関については、銀行、信用金庫、信用組合は概ね８割以上の機関がオンライン照会サービスに対応（対応予定を含む）しているが、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行等については５割弱、生命保険会社は２割強、損害保険会社では未対応となっている。

イ．オンライン照会サービスの活用によるメリット

金融機関が預貯金照会に対する回答業務を行う際にオンライン照会サービスを活用する場合、照会文書の開封、回答文書の作成や印刷、郵送事務が削減され、回答文書の写しの現物保存も必要なくなるため、業務効率化や経費削減の効果がある。

ウ．課題

金融機関に対するヒアリングを実施し、次のとおり、預貯金照会に対す

⁷ 令和３年７月１日付「預貯金等の照会・回答業務のデジタル化の推進について」。

る回答業務のデジタル化の課題の整理を行った。

○業務効率化のため、預貯金照会に対する回答業務をデジタル化したいが、システム改修が必要であり、費用対効果が得られない。

○回答業務の体制（事務処理センター等）を既に構築しており、機関内のデジタル化は一定程度進めている。書面による照会を行う行政機関が残存する中では、オンライン照会サービスを活用しても費用対効果が得られない。

○既存の2つのオンライン照会サービスは対応している地方自治体の範囲が異なるため、両方のサービスを利用しなければならないが、費用負担が大きすぎる。

4. 今後の対応策

（1）地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進

令和元年に、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進する方針が示され、この方針を踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても「書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」こととされたことを受け、関係機関が連携して取組を進め、一定の業務効率化の効果を出していることから、引き続き、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用して、自治体における照会ニーズ及び政策効果が高い分野から順次、デジタル化を推進することとする。その上で、これらの進捗を踏まえ、その他業務での当該サービス等の利用の必要性について、デジタル庁は制度所管省庁と連携し検討する。

この際、預貯金照会業務のデジタル化に関する情報やオンライン照会サービスに関する情報の不足を理由に地方自治体における利用の検討が着手できない、進まないといった課題があることから、デジタル庁と制度所管省庁が連携し、地方自治体に対し、令和3年（2021年）に、金融機関×行政機関の情報連携検討会の下で課題検討ワーキング・グループにおいて整理した事項⁸や金融機関への照会ルールの対応を省力化できるサービスの活用などを含め、必要な情報提供を行うこととする。あわせて、地方自治体からのサービス機能改善を求める声を丁寧に聞くとともに、預貯金照会サービスの利用拡大に向けて、ベンダと対話を重ねていく。

⁸ 本人特定の粒度に関する行政機関からの照会・金融機関からの回答に係る基本的な原則、行政機関と金融機関との間の役割・責任分担など

また、オンライン照会サービスの利用率が高い地方税については、総務省が預貯金照会業務のデジタル化の推進に関する通知を発出し、これを契機にオンライン照会サービスの利用を開始した地方自治体が多数あり、制度所管省庁からの通知が非常に有効であることが確認できている。このため、デジタル庁と制度所管省庁が連携し、地方自治体に対し、預貯金照会業務におけるデジタル化やデジタル化を前提とした BPR の検討の呼びかけを行うこととする。

生活保護及び介護保険分野では、厚生労働省と一般社団法人全国銀行協会等が協議し、地方自治体及び金融機関双方の事務負担に配慮するため、預貯金照会を行う際に金融機関の支店ごとに照会するのではなく、本店等へ一括で照会することを基本とすることを合意し、地方自治体に対しその実施要領の通知を実施している。当該通知においてはデジタル化には言及がないものの、地方自治体及び金融機関双方の事務負担軽減のために関係者が協働した好事例であり、預貯金照会業務のデジタル化についてもこれを参考に組み込むこととする。

また、特に小規模の地方自治体においては、単独では費用対効果の観点からオンライン照会サービスの利用を断念せざるを得ない場合もあるところ、介護保険分野においては、広域連合を組成して介護保険制度の運用を行っている地方自治体もある。オンライン照会サービスの共同利用についてもこれを参考に検討を行う。

(2) 金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進

金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、金融機関に対し、令和3年(2021年)に、金融機関×行政機関の情報連携検討会の下で課題検討ワーキング・グループにおいて整理した事項を含め、必要な情報提供を継続して実施する。

(3) フォローアップ

デジタル庁は、各府省庁 DX 推進連絡会議や事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議等において、「3. 今後の対応策」に記載の取組を関係省庁等と共有するとともに、その進捗の確認(フォローアップ)を行うこととする。

5. 今後のスケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
地方自治体に対する情報提供の内容検討																					デジタル庁及び制度所管省庁
地方自治体に対する情報提供																					デジタル庁及び制度所管省庁
地方自治体に対する預貯金照会業務のデジタル化及びBPRの検討の呼びかけの内容検討																					デジタル庁及び制度所管省庁
地方自治体に対する預貯金照会業務のデジタル化及びBPRの検討の呼びかけ																					デジタル庁及び制度所管省庁
金融機関等に対する情報提供の内容検討																					デジタル庁及び制度所管省庁
金融機関等に対する情報提供																					デジタル庁及び制度所管省庁
フォローアップ																					デジタル庁及び制度所管省庁

選挙結果に関する調査・報告システムに係る共通化推進方針（案）

令和 7 年 6 月 2 日

総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「選挙結果に関する調査・報告システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

選挙結果に関する調査・報告システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 従前の運用

「投・開票速報オンラインシステム」は、国政選挙・国民審査の結果を選挙人に対して速やかに周知するため、国（中央選挙管理会・総務省）と都道府県選挙管理委員会（参議院議員通常選挙においては市区町村選挙管理委員会まで）をオンラインで繋ぎ、各選挙管理委員会が入力した投・開票結果等を集計している（国が調達・構築し、平成 7 年から運用）。

他方、投・開票日以後に実施している選挙関係調査（諸事項の調査・結果報告）については、各選挙管理委員会から国への報告及び集計を表計算ソフトにより行っている。

イ. 共通化後の姿

「投・開票速報オンラインシステム」について、クラウドサービスの利用を前提とした方式に刷新する（令和 7 年 2 月リリース）。

同システムの刷新に合わせて、現在は表計算ソフトを利用し、国政選挙・国民審査の投・開票日以後に実施している調査（諸事項の調査・結果報告）を、同システムの対象業務に追加する。

(2) 共通化の効果

ア. 行政の効率化

(ア) クラウドサービスの利用を前提とした方式に刷新

ガバメントクラウドを利用した方式への刷新やシステム専用端末の廃止、ユーザインタフェースや機能の抜本的な見直し等により、コスト

低減と各選挙管理委員会の負担軽減を実現する。

(イ) 対象業務（諸事項の調査・結果報告）の追加

国政選挙・国民審査の投・開票日以後に実施している調査（諸事項の調査・結果報告）について、全国共通のオンラインシステムを導入することによって、国及び各選挙管理委員会の業務負荷の軽減等につながる。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. システムリリース

令和7年1月までに設計、開発、テスト等を終え、令和7年2月に刷新した「投・開票速報オンラインシステム」をリリースした。

イ. 各選挙管理委員会に対する支援

(ア) 操作研修会の実施

各選挙管理委員会の職員向けに、本システムの機能等を説明する操作研修会をオンラインで実施した（令和7年2月）。

操作研修会の内容は動画化し、各選挙管理委員会に提供した。

(イ) ヘルプデスクの設置

各選挙管理委員会からの本システムに関する問い合わせに対応するヘルプデスクを設置した（令和7年3月）。

国政選挙・国民審査期間中にはヘルプデスクの対応者を増員し、問い合わせの増加に随時対応できる体制を構築する予定。

(ウ) 選挙時リハーサルの実施

国政選挙・国民審査の執行に際しては、公示日及び投・開票日のリハーサルを各2回、計4回実施し、円滑な速報業務の遂行に繋げる。

ウ. 継続的な見直しと改善

本システムリリース後の運用プロセスにおいて、自治体の意見を丁寧に聴きながら、柔軟に対応していく。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
システム刷新の設計・開発・テスト																					総務省
システムリリース																					総務省
システムの運用																					総務省

ふるさと納税の返礼品確認システムに係る共通化推進方針（案）

令和7年6月2日

総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「ふるさと納税の返礼品確認システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

ふるさと納税の返礼品確認※システム

※ふるさと納税制度における大臣指定（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項）等のため、各地方団体が提供しようとする全ての返礼品について、総務省が定める地場産品基準への適合性を確認するもの（以下、「適合性確認」という）。

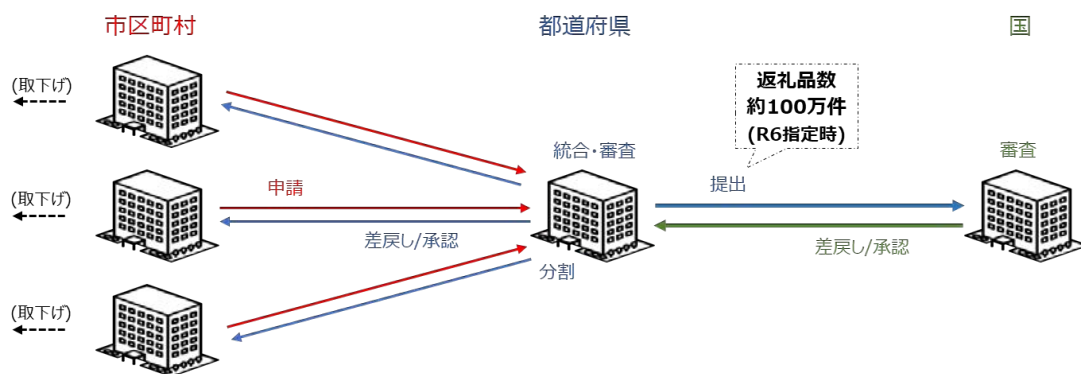
2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

各地方団体が提供する返礼品の適合性確認は、国・都道府県・市区町村間で、以下の業務フローに沿ってExcelファイルを都度メールで送付すること等により行っており、返礼品数の増加（令和6年度指定時：約100万件）に伴い、国及び地方団体の業務負荷が大きくなっている。



- ・ 国及び地方団体において、申請・差戻し・承認の都度、適合性確認様式を添付したメールを作成し、返礼品データを送付する必要がある。
- ・ 都道府県において、提出・差戻し・承認の都度、手作業により、市区

町村単位の Excel ファイルを都道府県単位に統合又は市区町村単位に再分割するとともに、職員がデータを管理する必要がある。

- ・ 国及び都道府県における適合性確認のプロセスで、過去の（類似の）返礼品に係る適合性確認の内容を閲覧するため、都道府県別又は市区町村別の Excel ファイルを、1つのファイルに統合・管理する必要がある。
- ・ 市区町村において、個々の返礼品に係る適合性確認の進捗状況を把握するため、電話やメール等により、国又は都道府県に対して都度問合せを行う必要がある。

（イ）システムの導入状況

返礼品の適合性確認について、現状は全国統一的なシステムを利用しておらず、Excel ファイルを都度メールで送付すること等により行っている。

イ．共通化後の姿（共通化パターン等）

「1. 業務・システム名」のとおり、返礼品の適合性確認は、地方税法に基づく大臣指定等のため、返礼品を提供しようとする全ての地方団体を対象に国が一律で行う事務である。そのプロセスを一元的に管理する必要があるため、国の責任により全国統一的なシステムを調達・運用する。

（2）共通化の効果

ア．共通化後の効果の大きさ

（ア）行政の効率化

国及び地方団体において、システム導入により想定される行政の効率化効果は以下のとおり。各項目について、適合性確認に係る業務負荷（人的コスト）の一定程度の軽減につながる。

- ・ 国及び地方団体において、適合性確認様式の添付やメール作成を行うことなく、返礼品データのやりとりが可能となる。
- ・ 都道府県において、ファイルの統合や分割の作業を行うことなく、都道府県単位でのデータ提出や市区町村単位でのデータ差戻しを行うことが可能となり、職員の手作業によるデータ管理も不要となる。
- ・ 国及び都道府県において、ファイルの統合作業を行うことなく、全ての返礼品を一元的にデータベース化でき、過去の（類似の）返礼品に係る検索が容易になる（特に国において、適合性確認や基準見直しに係る検討作業等が効率化する）。

- ・市区町村において、「都道府県審査中」「総務省審査中」「総務省差戻し」「審査完了」等の表示により、問合せを行うことなく、適合性確認の進捗状況をリアルタイムで把握可能となる。

(イ) 返礼品取扱事業者の利便性の向上

本システムの導入により、市区町村を通じ、各返礼品を取り扱う事業者においても、適合性確認の進捗状況がリアルタイムで分かるようになるため、適合性確認の完了後、当該事業者が迅速に返礼品を提供できるようになる。これにより、当該事業者の利便性の向上につながる。

イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

「ふるさと納税の返礼品確認システム」として全国統一的なシステムを調達・運用することにより、国・地方を通じて、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。このため、地方団体の負担軽減効果を算出するとともに、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方針

○ 共通化の進め方について

ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、自治体の意見を丁寧に聴きながら、柔軟に調整していくものとする。

○ 地方団体からの主な意見について

- ① 適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること。
 - これまでも事務効率化の観点から、各地方団体が記載すべき事項の統一化や記載例の充実等の見直しを行ってきたところであり、今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。
- ② 適合性確認の完了後、各地方団体が提供を予定する返礼品の情報（データ）を他団体も閲覧可能とすること。
 - 現状、それらの情報は公表を前提として地方団体から提出されてお

らず、公表するとした場合、返礼品を提供する全国の地方団体の合意形成が必要となる等の理由により、慎重な対応が必要である。

(2) スケジュール

以下のスケジュールを予定しているが、今後の調整過程で変更する可能性がある。

取組内容の見出し	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				担当府省庁
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
民間システムの試行運用																					総務省
必要機能の整理																					総務省
調達仕様の調製・確定等																					総務省
<システム開発・運用に 必要な予算要求> 総務省																					
システム開発																					総務省
運用テスト																					総務省
運用開始																					総務省

国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針（案）

令和 7 年 6 月 2 日
デジタル庁
内閣府地方分権改革推進室
国家資格を所管する府省庁

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「国家資格等情報連携・活用システム」の利用拡大に係る推進方針は、以下のとおりとする。

1. はじめに

(1) 国家資格等のオンライン・デジタル化の概要

国家資格については、資格登録・氏名変更等の手続や、資格を証明する場面において、これまでは紙・対面・郵送といったオフライン・アナログが主流であり、資格保有者・資格管理者の双方にとって負担が大きかった。

国家資格等のオンライン・デジタル化により、マイナンバーカードを用いて、マイナポータルから便利なサービスが利用可能となり、具体的には資格保有者において以下のような利便性向上が実現される。

- ・ 資格試験の合格者が行う資格登録申請や資格保有者が行う氏名変更等の手続きがオンラインで可能となる。
- ・ そうした手続時に、戸籍の写しや住民票の写しが不要となり、手数料もオンライン決済が利用できる。
- ・ 「デジタル資格者証」をダウンロードして、資格証明に利用できるようになる。

— 各種免許・国家資格等のオンライン・デジタル化がはじまります。



令和6年度より、それぞれの国家資格で順次サービス開始します（実際の取扱い資格により異なります）。

資格をお持ちの皆様やこれから取得される方は、新規取得や婚姻・引越しの際、また、デジタル資格者証が必要な際に、マイナポータルよりご利用下さい。

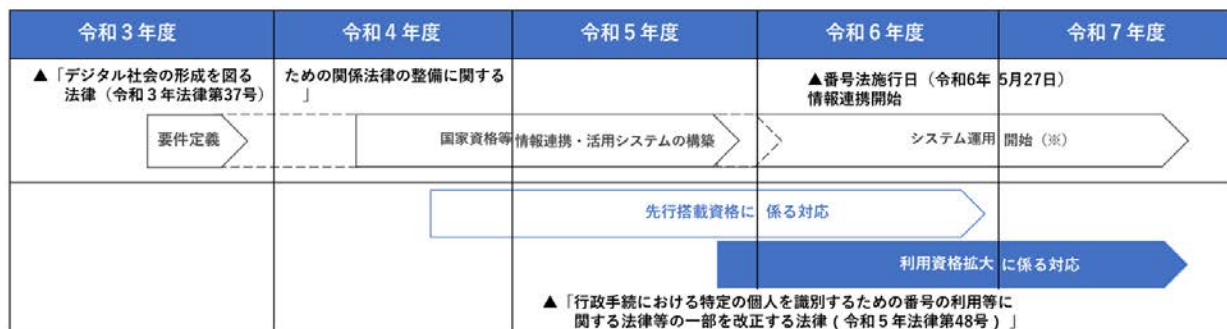
図ー1 国家資格等のオンライン・デジタル化の概要

(2) 国家資格等のオンライン・デジタル化に向けたスケジュール（これまで）

デジタル庁では関係省庁・関係団体とも連携し、マイナンバーを利用可能とする法改正を2021年と2023年に実施するとともに、資格管理者が個別にシステムを開発しなくて済むよう、共同利用できるシステム（国家資格等情報連携・活用システム。以下「本システム」という）を構築し、2024年8月から提供を開始した。

国家資格等のデジタル化に向けた実現スケジュール（これまで）

- ・ 社会保障等に係る34の国家資格等については、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」に基づき、令和5年度までに資格管理者等が共同利用できるシステムの開発・構築を行い、令和6年度に可能なものからマイナンバーを利用した手続のデジタル化を開始する。
- ・ 令和6年度においては、システム運用を開始するほか、令和5年6月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」に基づき、社会保障等以外の分野を含めた48の国家資格等に係るシステム改修等の整備を実施する。

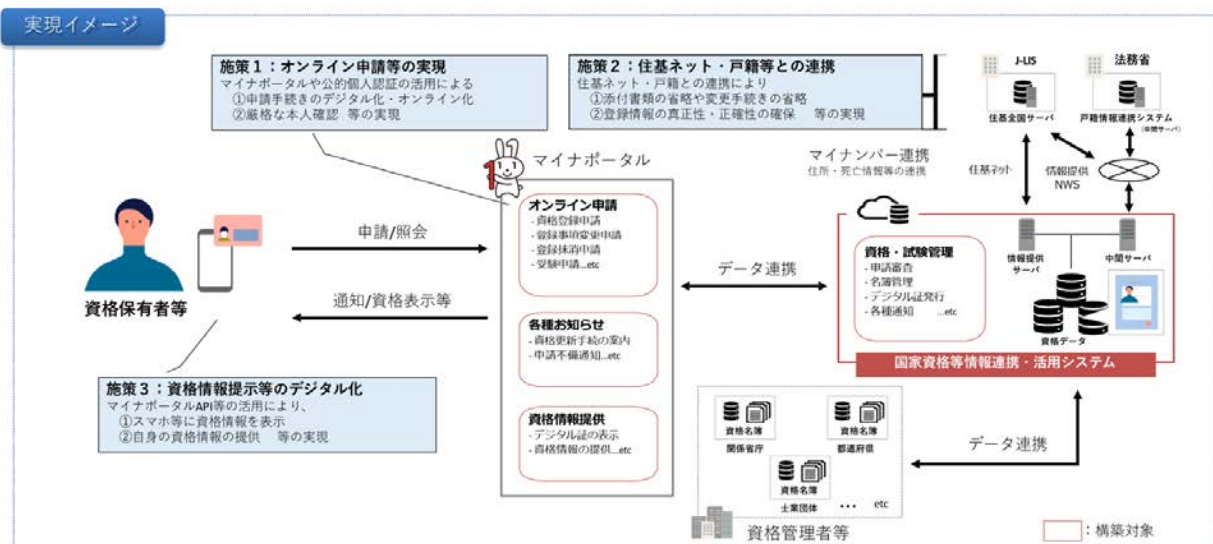


※具体的なサービスイン時期は資格毎となることから、各資格管理者（関係省庁、都道府県、士業団体ほか）と調整を図っている。

図ー2 国家資格等のデジタル化に向けた実現スケジュール（これまで）

国家資格等のオンライン・デジタル化のシステム構成図

- ・ 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。



図ー3 国家資格等のオンライン・デジタル化のシステム構成図

2021年度（令和3年度）の法改正対象資格

- 税・社会保障等に係る以下の34資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度からの順次サービス開始を目指す。

① 医師（医師臨床研修修了者）	⑫ 言語聴覚士	⑲ 介護福祉士
② 歯科医師（歯科医師臨床研修修了者）	⑬ 臨床検査技師	⑳ 社会福祉士
③ 薬剤師	⑭ 臨床工学技士	㉑ 精神保健福祉士
④ 看護師	⑮ 診療放射線技師	㉒ 公認心理師
⑤ 准看護師	⑯ 歯科衛生士	㉓ 管理栄養士
⑥ 保健師	⑰ 歯科技工士	㉔ 栄養士
⑦ 助産師	⑱ あん摩マッサージ指圧師	㉕ 保育士
⑧ 理学療法士	㉖ はり師	㉗ 介護支援専門員
⑨ 作業療法士	㉘ きゅう師	㉙ 社会保険労務士
⑩ 視能訓練士	㉚ 柔道整復師	㉛ 税理士
⑪ 義肢装具士	㉜ 救急救命士	

図－4 2021年度（令和3年度）の法改正対象資格

12

2023年度（令和5年度）の法改正対象資格

- 令和5年の番号法等改正を実施した国家資格は48資格に渡り、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

【こども家庭庁】

- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受胎調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- 自動車整備士

海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士）



図－5 2023年度（令和5年度）の法改正対象資格

13

(3) デジタル化が可能となった資格等のうち都道府県が関係するもの

2021 年度および 2023 年度の法改正により、オンライン・デジタル化が可能となった国家資格等のうち、都道府県が関係するものは、都道府県が資格管理者として事務を取り扱う資格が計 19 資格、経由事務の廃止等を検討している資格が計 15 資格となっている。

ア. 都道府県が資格管理者として事務を取り扱う資格 計 19 資格

准看護師、栄養士、技能士、介護支援専門員、調理師、製菓衛生師、クリーニング師、登録販売者、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医、職業訓練指導員、保育士、国家戦略特別区域限定保育士、受胎調節実地指導員、教員、二級建築士、木造建築士、全国通訳案内士、地域通訳案内士

イ. 経由事務の廃止等を検討している資格 計 15 資格

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、死体解剖資格、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者

(4) 国家資格等のオンライン・デジタル化の開始・現在の状況

2024 年 8 月より 4 つの国家資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師）がデジタル化を開始しており、2025 年 3 月末時点では、社会保険労務士、保険医、保険薬剤師を加えた計 7 資格で利用されている。

利用開始時に可能な手続は資格ごとに異なるものの、今後、77 資格について順次デジタル化の開始を予定している。

令和6年8月6日（火）より国家資格のオンライン・デジタル化が始まりました

令和6年8月6日（火）より、これまでは紙で行われていた介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師における氏名等の変更手続き※1や、デジタル資格者証の取得がオンラインでできるようになり、これまでに社会保険労務士、保険医、保険薬剤師が加わりました（令和7年2月25日時点 7 資格）。

- ◆ 住民票の写しや戸籍謄（抄）本の写しの添付も省略可能
- ◆ 登録免許税や手数料の支払いもオンラインでの決済（クレジットカード）が可能

※1 利用開始時に可能な手続は資格ごとに異なる
令和7年2月時点の資格ごとの対応時期は下図を参照



※2 令和7年度以降の77資格

医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、衛生検査技師、死体解剖、医師臨床研修修了者、歯科医師臨床研修修了者、医師少数区域経験認定医師、薬剤師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、国家戦略特別区域限定保育士、保育士、介護支援専門員、准看護師、栄養士、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医、税理士、小型船舶操縦士、行政書士、司法試験、司法試験予備試験、建築物環境衛生管理技術者、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、情報処理安全確保支援士、海技士、調理師、精神保健指定医、キャリアコンサルタント、給水装置工事主任技術者、専門調理師、技能士（131種）、労働安全衛生法による免許（20種）、技能講習修了証（69種）、登録販売者、全国通訳案内士、地域通訳案内士、職業訓練指導員、製菓衛生師、クリーニング師、受胎調節実地指導員、教員、一級建築士、二級建築士、木造建築士、マンション管理士、自動車整備士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手、理容師、美容師、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士、年金数理人

図－6 国家資格等のオンライン・デジタル化の進捗状況

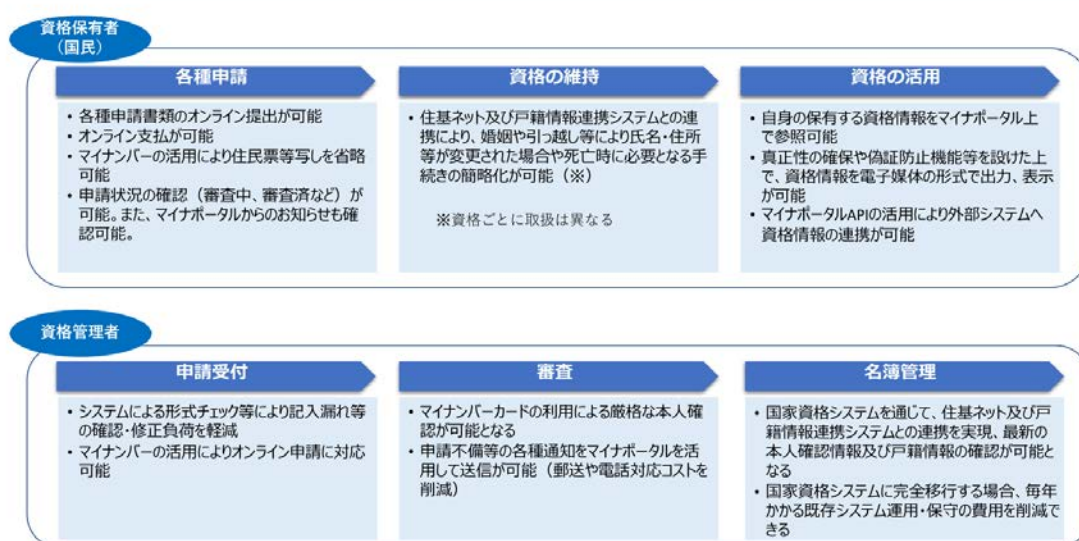
(5) 国家資格等のオンライン・デジタル化により期待される効果

国家資格等のオンライン・デジタル化により期待される効果は、資格保有者においては（１）で述べた通りだが、資格管理者においてもデジタル化により、以下のメリットが期待できる。

- ・ 申請の受付や審査の迅速化とコスト削減
- ・ 政府の戸籍情報連携システム等と連携することによる管理情報の正確性の向上

— 国家資格等情報連携・活用システムの利用メリット

・ 本システムの利用により、資格保有者（国民）、資格管理者双方が多くのメリットを享受することができる。



図－7 国家資格等情報連携・活用システムの利用メリット

(6) 本システムの機能（資格管理者向け）

本システムでは、申請受付、審査、名簿管理といった資格管理業務を想定した機能を提供しており、資格管理者は、運用に併せて必要な機能を選択的に利用することが可能である。

ア. 申請受付に関する機能

資格保有者（国民）のマイナポータルを通じたオンライン申請を可能とする。本機能を利用することで、マイナンバーカードによる厳格な本人確認や申請内容の形式チェック等が可能となる。

「申請」機能の利用イメージ

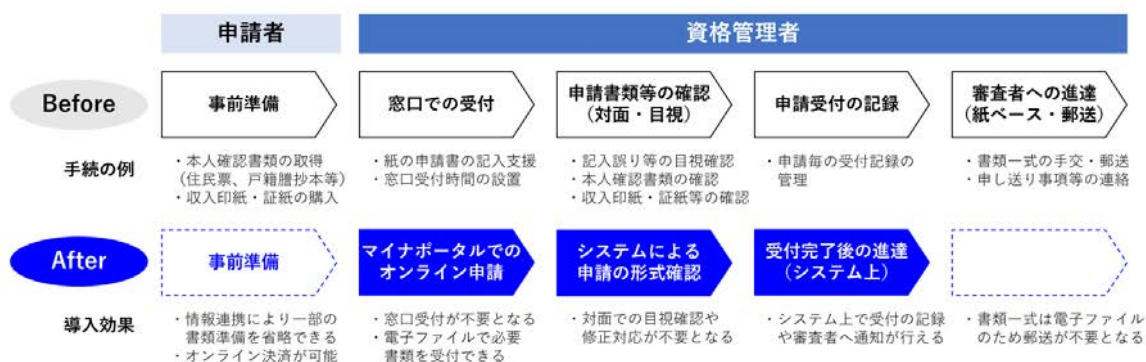


図-8 「申請」機能の利用イメージ

イ. 審査に関する機能

本システムで申請内容の審査、不備訂正指示等の通知を行うことを可能とする。本機能を利用することで、同一又は複数機関にまたがる審査開始連絡や申し送りなどをシステム上で完結すること等が可能となる。

「審査」機能の利用イメージ

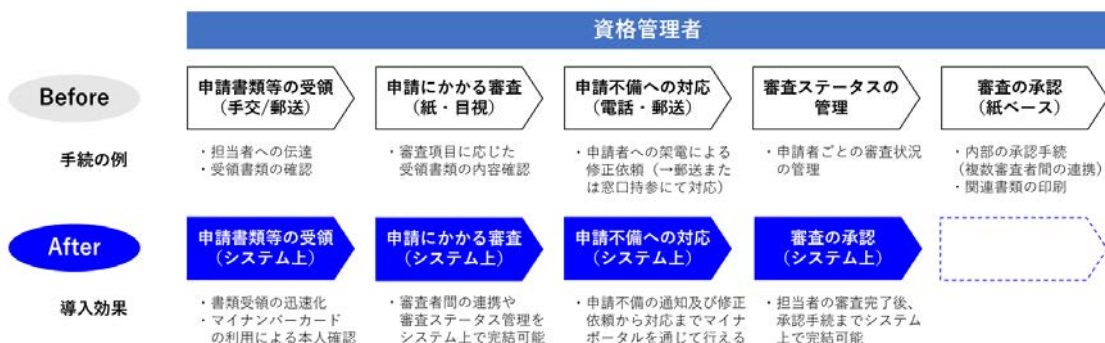


図-9 「審査」機能の利用イメージ

ウ. 名簿管理に関する機能

本システムで名簿情報の検索や統計情報の出力を可能とする他、住基ネットおよび戸籍情報連携システムとの連携を実現し、最新の本人確認情報および戸籍情報の確認を可能とする。本機能を利用することで、名簿管理事務の効率化や名簿情報の最新化が可能となる。

「名簿管理」機能の利用イメージ



図－１０ 「名簿管理」機能の利用イメージ

(7) デジタル資格者証の概要・活用方法（資格保有者向け）

本システムは、資格保有者のデジタル資格者証に係る機能を実装し、資格保有者はこれを取得・利用することが可能となる。真正性の確保や偽証防止機能等を設けたうえで、資格情報を電子媒体の形式で出力、表示が可能となり、出力された電子媒体については、デジタル資格者証として様々なシーンで活用が見込まれる。

デジタル資格者証の概要

国家資格システムでは、「デジタル資格者証」の発行が可能となります。
デジタル資格者証は国家資格システムが保有する名簿情報をもとに発行され、申請者が当該資格情報を有することを確認することが可能です。当該資格者証には電子署名を付与することで、改ざん検知が可能な仕組みを有しております。
なお、デジタル資格者証はPDF形式で発行され、主な用途としては印刷して利用いただくことを想定しております。

デジタル資格者証のイメージおよび掲載項目は以下のとおりとなります。

#	構成要素	記載形式	備考
①	資格名称	〇〇資格証	-
②	氏名	苗字 氏名	-
③	生年月日	yyyy/mm/dd	-
④	登録番号	第000000000号	桁数等は資格依存
⑤	発行日/登録日/交付日	yyyy/mm/dd	-
⑥	QRコード	-	検証用
⑦	交付機関/者名	-	1点のみ記載
⑧	本人写真	-	顔写真ありの場合のレイアウトも準備予定
⑨	その他項目	-	上記以外で掲載項目が必要な場合、資格証の裏面に表示

【デジタル資格者証イメージ】

※デジタル資格者証はマイナポータルから資格者本人がダウンロード可能となります。また、表示項目においては名簿情報に登録された氏名が表示されます(そのため、旧姓"表記"には対応いたしません)。また、出力項目は各資格管理団体にて設定いただくことになります。(資格者本人の希望に沿って可変とはできません)

図ー 1 1 デジタル資格者証の概要

デジタル資格者証の活用方法

デジタル資格者証は二次元コードを読み込むことで有効性を確認できます。
紙の提出が必要な場合は印刷して送付も可能です。

1. 対面でデジタル資格者証を提示

(目視確認もスマホ読み取りも確認可能)



2. メールで資格者証データを添付し送付



3. 印刷した資格者証を対面で提出



4. 印刷した資格者証を郵送で提出



図ー 1 2 デジタル資格者証の活用方法

2. 本システムの利用拡大スケジュール

2025 年度以降の各資格の利用開始スケジュール※については以下の通りである。スケジュールに従い、各資格の利用拡大を実現していく。また、都道府県が関係する資格をはじめとした各資格の利用拡大の進捗を踏まえ、その他資格、免許、試験、講習修了証等における本システムの利用に係る要望への対応を検討する。

国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大スケジュール

※オンライン・デジタル化が可能となった資格等のうち
・都道府県が資格管理者となる資格等
・経由事務の廃止等を検討している資格等



資格管理者での順次の利用開始
47都道府県で準備完了次第同タイミングで一斉利用開始
R7年度に一部の都道府県で利用開始

No.	資格名	国家資格等情報連携・活用システムの利用開始時期（想定）					担当府省庁
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度以降 (令和10年度以降)	
都道府県が資格管理者となる資格等	1 准看護師						厚生労働省
	2 難病指定医（協力難病指定医）						厚生労働省
	3 小児慢性特定疾病指定医						厚生労働省
	4 技能士						厚生労働省
	5 栄養士						厚生労働省
	6 介護支援専門員						厚生労働省
	7 調理師						厚生労働省
	8 製菓衛生師						厚生労働省
	9 クリーニング師						厚生労働省
	10 登録販売者						厚生労働省
	11 職業訓練指導員						厚生労働省
	12 保育士						こども家庭庁
	13 国家戦略特別区域限定保育士						こども家庭庁
	14 受胎調節実地指導員						こども家庭庁
	15 教員						文部科学省
	16 二級建築士						国土交通省
	17 木造建築士						国土交通省
	18 全国通訳案内士						観光庁
	19 地域通訳案内士						観光庁
経由事務の廃止等を検討している資格等	20 医師						厚生労働省
	21 歯科医師						厚生労働省
	22 保健師						厚生労働省
	23 助産師						厚生労働省
	24 看護師						厚生労働省
	25 死体解剖資格						厚生労働省
	26 診療放射線技師						厚生労働省
	27 臨床検査技師						厚生労働省
	28 衛生検査技師						厚生労働省
	29 歯科技工士						厚生労働省
	30 理学療法士						厚生労働省
	31 作業療法士						厚生労働省
	32 視能訓練士						厚生労働省
	33 建築基準適合判定資格者						国土交通省
	34 構造計算適合判定資格者						国土交通省

(参考) オンライン・デジタル化が可能となった84資格に関する利用拡大スケジュール

※ 資格名が赤字となっている資格

- ・都道府県が資格管理者となる資格等
- ・經由事務の廃止等を検討している資格等



資格管理者での順次の利用開始

47都道府県で準備完了次第同タイミングで一斉利用開始

R7年度に一部の都道府県で利用開始

No.	資格名	国家資格等情報連携・活用システムの利用開始時期（想定）					担当府省庁
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度以降 (令和10年度以降)	
利用開始済み資格	1 介護福祉士						厚生労働省
	2 社会福祉士						厚生労働省
	3 精神保健福祉士						厚生労働省
	4 公認心理師						厚生労働省
	5 社会保険労務士						厚生労働省
	6 保険医						厚生労働省
	7 保険薬剤師						厚生労働省
利用開始を予定する資格	8 税理士						財務省
	9 海技士						国土交通省
	10 小型船舶操縦士						国土交通省
	11 行政書士						総務省
	12 司法試験						法務省
	13 司法試験予備試験						法務省
	14 給水装置工事主任技術者						国土交通省
	15 建築物環境衛生管理技術者						厚生労働省
	16 キャリアコンサルタント						厚生労働省
	17 労働安全衛生法による免許						厚生労働省
	18 技能講習						厚生労働省
	19 技能士						厚生労働省
	20 建築基準適合判定資格者						国土交通省
	21 構造計算適合判定資格者						国土交通省
	22 准看護師						厚生労働省
	23 難病指定医（協力難病指定医）						厚生労働省
	24 小児慢性特定疾病指定医						厚生労働省
	25 医師						厚生労働省
	26 歯科医師						厚生労働省
	27 保健師						厚生労働省
	28 助産師						厚生労働省
	29 看護師						厚生労働省
	30 死体解剖資格						厚生労働省
	31 診療放射線技師						厚生労働省
	32 臨床検査技師						厚生労働省
	33 衛生検査技師						厚生労働省
	34 歯科技工士						厚生労働省
	35 理学療法士						厚生労働省
	36 作業療法士						厚生労働省
	37 視能訓練士						厚生労働省
	38 栄養士						厚生労働省
	39 介護支援専門員						厚生労働省
	40 調理師						厚生労働省
	41 製菓衛生師						厚生労働省
	42 クリーニング師						厚生労働省

43	登録販売者						厚生労働省
44	職業訓練指導員						厚生労働省
45	保育士						こども家庭庁
46	国家戦略特別区域限定保育士						こども家庭庁
47	受胎調節実地指導員						こども家庭庁
48	教員						文部科学省
49	全国通訳案内士						観光庁
50	地域通訳案内士						観光庁
51	二級建築士						国土交通省
52	木造建築士						国土交通省
53	医師臨床研修修了者						厚生労働省
54	歯科医師臨床研修修了者						厚生労働省
55	薬剤師						厚生労働省
56	義肢装具士						厚生労働省
57	言語聴覚士						厚生労働省
58	臨床工学技士						厚生労働省
59	歯科衛生士						厚生労働省
60	あん摩マッサージ指圧師						厚生労働省
61	はり師						厚生労働省
62	きゅう師						厚生労働省
63	柔道整復師						厚生労働省
64	救急救命士						厚生労働省
65	管理栄養士						厚生労働省
66	理容師						厚生労働省
67	美容師						厚生労働省
68	精神保健指定医						厚生労働省
69	特定社会保険労務士						厚生労働省
70	医師少数区域経験認定医師						厚生労働省
71	情報処理安全確保支援士						経済産業省
72	一級建築士						国土交通省
73	建築物調査員						国土交通省
74	建築設備等検査員						国土交通省
75	自動車整備士						国土交通省
76	海事代理士						国土交通省
77	マンション管理士						国土交通省
78	衛生管理者						国土交通省
79	救命艇手						国土交通省
80	専門調理師						厚生労働省
81	年金数理人						厚生労働省
82	労働安全コンサルタント						厚生労働省
83	労働衛生コンサルタント						厚生労働省
84	作業環境測定士						厚生労働省

※調整を進める中で開始時期を早期化できる場合は積極的に実施する。

3. 本システムの利用に係る支援策

オンライン申請やデジタル資格者証の利活用についてはその法的効力や取り扱いの整備等、必要となる制度的対応が想定されるため、関係省庁と連携のうえ指針を示していく必要がある。

また、都道府県における本システムの利用検討が円滑に進むために、都道府県の資格管理事務を念頭においた機能追加の検討やガイドラインの整備を行うとともに、モデルケースとなる導入事例の創出や周知・広報の強化を通じて、支援の充実を図る必要がある。

(1) 各資格団体に対する支援策

ア. 利用メリット発現のために必要となる制度的対応等の調査・検討

オンライン申請やデジタル資格者証の利活用等の促進を通じた資格保有者及び資格管理者における利用メリットのさらなる発現に向けて、例えば以下のような観点から、総務省行政評価局等と連携のうえ必要となる制度的対応等の調査を検討・実施する（期間：2025 年度中に実施）。

オンライン申請の場面に関して

- ・資格保有者が何らかの申請を行う場合、その資格を証明できないか

デジタル資格者証に関して

- ・従来資格者証の携帯義務がある場合、デジタル資格者証で代替できないか
- ・従来資格者証の提示等義務がある場合、デジタル資格者証の送信等で代替できないか

その他に関して

- ・デジタル資格者証の利用に際して、現行制度上、何らかの障壁が存在していないか
- ・資格保有者および資格管理者のニーズを踏まえた利活用方策が検討できないか

イ. 本システムの機能拡充に係る調査・検討

本システムの利用を開始または予定している国家資格に対し、事務軽減に資する共通機能への要望調査を定期的の実施し、資格管理における利便性向上を図る（期間：2025 年度から実施）。

ウ. 都道府県の利用拡大に向けたガイドライン※のさらなる充実

地方公共団体向けガイドラインを、他の支援策を踏まえつつ改訂し、都道府県における調整プロセスや運用検討の円滑化に向けて提供する（期間：2025 年度中に実施）。

※本システムの地方公共団体向けガイドラインに示している主な対応事項

（ア）企画

本システム導入時の業務フロー設計や個別資格毎の利用パターンおよび設定事項の検討を行う必要がある。なお、既存システムとの併用を想定する場合は、その併用の在り方および必要となる既存システムの改修内容についても検討する必要がある。

（イ）システム対応

回線準備や基盤疎通などの環境整備を実施したうえで、利用開始に向けた各種テストやシステムおよびデータの移行、その他必要となる対応事項を実施する必要がある。

（ウ）特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方公共団体がマイナンバーを含んだ個人情報（特定個人情報）を取り扱う場合に実施が義務づけられている特定個人情報保護評価を実施する必要がある。

（エ）条例整備・改正

本システムの導入に伴い、現行業務からの変更が発生するに当たり、必要に応じて条例や事務処理に関する要綱等の内規について改正を検討し、実施する必要がある。

（オ）職員教育・広報

職員向けに、事務処理要領の整備や教育研修を実施する必要がある。また、オンライン申請の利用者拡大に向けては、導入前後の周知や広報を実施する必要がある。

エ. 都道府県の利用拡大に向けたモデルケースの創出

都道府県が資格管理者となる資格において、事務運用及びシステム利用

に係る設定の先行事例をつくり、後続の資格が円滑に搭載するためのモデルケースを整備する（期間：2025 年度中に実施）。

(2) 各資格の利用促進に対する支援策

オ. オンライン申請等を利用する資格保有者の増加に向けた周知・広報支援

本システムを利用する資格における周知・広報の強化を、各資格の資格管理団体や所管省庁と連携して積極的に進める（期間：2025 年度から実施）。

4. 都道府県の経由事務の廃止を含めた事務の軽減策等

本システムの利用拡大に伴い、申請者は資格登録・氏名変更等の手続を直接免許等権限者に対しオンライン上で行うことが可能になるため、当該手続に係る受付や取りまとめ等の経由事務廃止を含め、事務の効率化・合理化を推進する必要がある。

(1) 具体的な対応方策

内閣府地方分権改革推進室は、地方分権改革に関する提案募集において、本システムの利用を含む手続のオンライン化に伴い経由事務の廃止を求める提案を重点的に募集し、提案の実現に向けて関係府省庁と協議する。

関係府省庁においては、国・地方全体で見た事務の効率化・合理化を図る観点から、経由事務の廃止を求める提案の実現に向けて真摯に検討を行う。検討に当たっては、本システムの導入により、登録・変更等の手続について、効率化が図られる必要な体制整備が整い次第、オンラインによる手続の場合には、都道府県の経由を要しないことを基本とする。

また、免許証等のデジタル化及び交付手続における検討に当たっては、本システムにおけるデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについて、当該システムの活用状況を踏まえつつ関係者と協議の上で検討するとともに、必要な体制整備が整い次第、免許証等の交付に係る都道府県の経由を要しないことを基本とする。

2. 重点募集テーマ① 「デジタル化」

(2) 行政手続のオンライン化に伴い、経由事務の廃止を求めるもの

(国家資格等情報連携・活用システムや一斉調査システム等の利用による行政手続のオンライン化に伴い、都道府県經由(住民又は市区町村⇄都道府県⇄国)や市区町村經由(住民⇄市区町村⇄都道府県又は国)の廃止等)
(【参考資料4】市町村經由事務の例(「市町村長を經由して」等の法令検索結果)参照)

《この視点に関連する過去の提案例(詳細はP5⑥～⑨を参照)》

- ・国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の廃止等(R6_64)
- ・消防庁による調査に係る事務の効率化(R6_229)
- ・医薬品等の国家検定に係る都道府県經由事務の廃止等の見直し(R5_98)
- ・子供の学習費調査にかかる都道府県經由事務の廃止及び調査対象の見直し(R5_198)

「提案のポイント」

手続のオンライン化による業務の効率化に伴い、都道府県等の經由を要しないこととするもの

(3) 国、地方公共団体、医療機関等との間で情報連携をオンラインで可能とするもの

《この視点に関連する過去の提案例(詳細はP5⑩～⑬を参照)》

- ・犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等(R6_10)
- ・保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等(R6_95)
- ・里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築(R5_13)
- ・公用請求の代替のための登記情報連携システムの自治体運用の拡大(R6_99)

「提案のポイント」

住民が居住する自治体以外で行政サービスを受ける場合や他市町村へ転出した場合に、自治体間等の情報連携をオンライン上で可能とするもの

3

図－13 令和7年の提案募集の方針について(抜粋)

(2) フォローアップ

内閣府地方分権改革推進室及び関係府省庁における対応の結果、継続した協議・検討が必要とされたものについては、地方公共団体等の意見も取り入れながら、課題の解消策を検討し、可能な限り早期の実現を目指す。

以上

経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針（案）

令和7年6月2日
内閣官房行政改革推進本部事務局
調査を所管する府省庁
総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 経由調査¹及び一斉調査システムについて

(1) 経緯等

- 本基本方針において、共通化すべき業務・システムの基準として、
 - ・「国への報告に際し、単に取りまとめるために都道府県等を經由させる業務」
 - ・「データの発生源から集計するまでに時間を要し、データに基づく行政をタイムリーに行うことができていない業務」などを前提に、当面の具体的視点として、「データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの」が挙げられている。
- 令和6年10月29日付けの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「協議会」という。）の文書において、「クラウドの活用による情報集約手法のフラット化」として、「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等」が共通化の対象候補に選定されたところである。
- そして、同文書においては、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）は、総務省行政評価局の協力を得て、各府省が実施する経由調査に係る業務の実態を把握しつつ、調査を所管する各府省と協議し、令和7年3月末までに、調査・照会システム（以下「一斉調査システム」という。）（後述の(3)参照）の利用拡大に向けたスケジュールを記した共通化推進方針案（以下「推進方針案」という。）を、国全体の調査事務の改革・改善の観点も踏まえ、策定することとされている。
- 今般、推進方針案について協議会の同意が得られたため、推進方針として確定するものである。

¹ 地方自治体を經由して国が集計・分析する調査をいう。

(2) 経由調査に係る業務の実態

総務省行政評価局の協力を得て、経由調査に係る業務の実態を把握したところ、その概要は、別紙のとおりである。

(3) 一斉調査システムの概要

一斉調査システムは、全国の地方自治体を対象とした通知・調査照会業務²を円滑に進めるため、平成 26 年より総務省地域力創造グループ地域政策課において運用を開始している。

全国の地方自治体の担当者宛に都道府県を経由せず一斉に通知・調査を発出可能であり、地方自治体のメールの開封状況のリアルタイムでの確認や調査結果の自動集計が行える。本システムにより、通知や照会を一元的に管理することができるようになり、確認・展開漏れの防止が容易になるとともに、国・地方自治体の職員の負担軽減につながる。

一斉調査システムによる各省庁から地方自治体への発出件数は年間 5,503 件（令和 6 年 1 月～12 月）。そのうち、通知は 4,861 件、調査は 642 件である。

令和 7 年 3 月にシステム改修を行ったところ（後述の 2. (2) ア. 参照）であり、国・地方自治体の職員の更なる利便性の向上が期待される。

2. 現状分析

(1) 経由調査の課題点

上記 1. (2) の実態把握によれば、とりわけ調査の被経由地方自治体である都道府県においては、

- ・ 管下の市町村に対する照会
- ・ 国からの疑義照会への対応
- ・ 回答の回収及び督促
- ・ 回答の集計
- ・ データ確認、エラーチェック

などが負担となっている。

一斉調査システムを利用することで上述の負担は一定程度軽減されることが見込まれる一方、同システムに対しては、

- ① 認知度の不足
- ② 回答者が複数部署にまたがる場合の使いづらさ
- ③ 過去案件（過去回答）の参照・複写機能の欠如
- ④ LGWAN 系のネットワーク内以外では使えないことによる支障

² 府省庁のほかに、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）からの通知・調査照会業務にも一斉調査システムを利用することは可能となっている。

⑤作業状況のステータスについて、開封すると「新着案件」から「処理中」に自動的に区分が変更

⑥高度なエラーチェック機能（Excel マクロと同等のチェック機能）の欠如などの点に課題があることも明らかとなった。

そのほか、経由調査全般について、

⑦記載要領が不明瞭（このためエラーデータが発生）

⑧繁忙期と調査実施時期との重なりや回答期間の短さ

⑨調査項目の多さや他の調査との調査項目の重複

などの課題も挙げられている。

なお、今般把握したのは、一部の経由調査に係る業務の実態であり、今後実施する調査業務の実態把握（後述の3.（1）イ. 参照）や、一斉調査システムについてのニーズ把握（後述の3.（3）ア. 参照）を通じて把握された課題も含め、引き続き所要の対応を図っていく。

(2) 令和7年度以降の見通し

ア. 改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について

○ 令和7年3月にシステム改修を行い、

＜府省向け＞

- ・ Q&A 機能の追加
- ・ 過去案件を参照した調査票の作成
- ・ 調査票の条件分岐機能の追加

＜地方自治体向け＞

- ・ Q&A 機能の追加
- ・ 過去案件を参照した回答の作成
- ・ 回答フォーマットをエクセルでダウンロードし、入力の上、アップロード可能
- ・ 地方自治体内の案件転送機能、複数部署による同時編集機能の追加
- ・ 作業状況のステータス区分（「開封済（未対応）」）の追加
- ・ 添付可能ファイルの総容量の増加
- ・ インターネット環境への対応³
- ・ ダウンロードファイルの一括選択機能の追加、複数ファイルをダウンロードする場合のみ zip ファイル化するように変更
- ・ 照会が来たことをメールで通知する機能のデフォルト化

が可能となった。

これにより、上記(1)において示された課題点のうち、②～⑤については、

³ これにより広域連合、一部事務組合の利用が可能となる。

概ね、解消される見込みとなり、利用拡大が見込めることとなった。

- 他方、今般のシステム改修を経てもなお、例えば、以下の仕様となっているため、留意が必要である。
 - ・マクロを組んでいる場合は、地方自治体側がインターネット環境から回答する場合には無害化機能によりマクロが削除される
 - ・システム上で調査票を作成する場合、必須回答項目や条件分岐の設定はできるが、複雑なエラーチェックの設定をすることはできない

イ. 令和7年3月の一斉調査システムの改修によっても解消されない課題について

ア. に記載されたとおり令和7年3月に一斉調査システムの改修が行われたものの、例えば上記(1)の⑥～⑨は引き続き課題として残されることとなる。このうち⑥については、一斉調査システムの更なる改修（後述の3. (3)ア. 参照）の中で、また、⑦～⑨については、後述の3. (1)ア. に記載するような別段の取組の中で検討していく必要がある。

3. 今後の具体的な対応方策

(1) 経由調査全般について

ア. 事務負担軽減のための取組

行革事務局においては、各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組み（以下「調査改善」という。）を構築・運用しており、当該仕組みの一環として、各府省等が実施している業務上の調査等（経由調査を含む。）のリストを定期的に更新し、各府省に提供している。

まずは、各府省において、当該調査等のリストも活用しつつ、以下のような観点等から、個々の調査について不断の見直しに努めることが重要である。

- ・調査自体又は調査項目の必要性の（再）確認
- ・既存情報の活用（特に職員規模が小さい市町村においては、特定の職員が複数の調査を担当している事例も見受けられることから、各府省が実施する調査について、調査内容が他の調査と重複していないか、調査担当において、市町村等から、聞き取りを行うことも考えられる。）
- ・調査頻度の減少、調査時期の変更（繁忙期の回避）
- ・紙による調査票を存置している場合にあっては、引き続きデジタル化を推進

また、地方自治体が調査に対応するためにどのような業務が行われ、何に負担がかかっているかという実態を把握した上で、調査方法（調査フロー、調査票様式、集計ツール等）を随時見直すことが重要であり、その際には、

例えば

- ・ 各府省及び都道府県において負担の大きい、データ確認や疑義照会の負担軽減のため、エラーが発生しないための取組
(例：調査要領や留意事項等の充実、マクロやシステムを活用した調査票のエラーチェック機能の追加、エラーや未回答がある場合は提出できない仕組み)
- ・ 回答作成負担軽減の取組
(例：調査票の前年度回答プレプリント、調査事項の削減、業務システムの標準化及びデータ連携)

を行うことが考えられる。

イ. 国が実施する調査業務の実態把握と情報共有等

- ・ 総務省行政評価局が実施した実態把握によって、国、都道府県、市町村それぞれが抱えている課題が明らかとなった。例えば、都道府県が市町村の負担軽減のために行っている作業は、調査依頼を発出している国の職員、調査を実施する市町村の職員が知らないケースもあると想定される。また、地方自治体のシステム構成等の事情によって国の職員が想定していない可能性のある手間が発生していることもあり得る。まずは、こうした実態があることを相互に知ることによって、それぞれの立場を思いやって、全体での負担を減らすための取組を考える契機とすることが必要であると考えられる。
- ・ 行革事務局は、国が実施する調査業務について国・地方を通じた全体のプロセスの効率化を推進する観点から、今後も必要に応じて総務省行政評価局の協力を得ながら実態把握⁴を行い、その結果を整理して国、都道府県、市町村に共有するとともに、関係行政機関に対して改善を求めることとする。

(2) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について

ア. 一斉調査システムの利用拡大の在り方等

経由調査については、調査内容やその事務の在り方、地方自治体を經由する理由等は様々であることから、一律に一斉調査システムの活用を強いるのではなく、それぞれの調査の特質に応じた効率化・合理化を検討することが重要。

調査所管府省、調査担当において、国・都道府県・市町村の事務負担のあ

⁴ なお、実態把握に当たっては、地方自治体の負担にならないよう留意するものとする。

り方も勘案しつつ、国・地方全体でみたトータルコストを最小化することを目指し、それぞれの調査の特質に応じた効率化・合理化を検討することが重要。

その際、例えば、以下のような対応が考えられる⁵。

(ア) 一斉調査システムの全面的な活用

別紙で示した経由調査の業務の実態及び課題を踏まえれば、例えば、以下のような調査については、一斉調査システムの活用が有効だと考えられる。

- ・ (アンケートやサンプル調査など) 必ずしも 100%の回収率を求めない調査
- ・ 都道府県において独自の調査項目を追加することなく、迅速に市町村に対して行う必要がある調査
- ・ 市町村の入力項目が少ない調査
- ・ 各府省において市町村の回答ファイルをマクロ等で自動に集計できる調査
- ・ 各府省や都道府県において、市町村のデータを確認する必要がない(確認ができない) 調査

※ 市町村の入力項目が少ない調査の場合は、入力フォームに直接手入力して回答する。それが難しい場合(入力項目が多い、外部のデータをコピー&ペーストして回答する、エラーチェックが必要な場合など)は、一斉調査システムを利用した様式(ファイル)のやり取りで回答する。

(イ) 一斉調査システムの部分的な活用(他の手段による補完も含む。)

一斉調査システムを全面的に活用することが困難な場合であっても、例えば、

- ・ 未回答の地方自治体に対する督促について、(まずは)一斉調査システムを活用
- ・ 一斉調査システムから調査を発出し、メールでもその旨周知など、部分的に同システムを活用することも考えられる。

イ. 一斉調査システムの利活用推進の取組

- ・ 今回の実態把握により、各府省の調査担当のすべてが一斉調査システムを認識しているわけではないことが明らかとなったため、まずは、各府省に

⁵ 独自のシステムを構築済み(あるいは構築することを検討中)の調査等についても、調査項目の削減、統合や調査頻度の減少など、引き続き調査負担の軽減に努めるものとする。

対し、同システムについて周知することが必要。また、地方自治体においても、一斉調査システムの利用になじみがなく、その機能が全て認識されていない場合もあることから、同システムの利用方法を含めて、地方自治体に対しても周知することが必要である。

- ・これを踏まえ、4月以降の適切な時期に、総務省地域力創造グループ地域政策課が説明会を主催し、各府省や地方自治体の調査担当者に対して一斉調査システムの利用方法や本年3月のシステム改修（前述の2.（2）ア. 参照）の内容を説明することで、同システムの利活用を促す。その後も、引き続き、同システムの利用機会の提供や利用方法についての各府省に対する補助を行う。
- ・各府省においては、個々の調査担当、官房の調査改善の担当及びPMO（府省内のIT施策に関する全体管理の機能を担う組織）が連携しつつ、個々の調査の趣旨や一斉調査システムの改修の内容等も踏まえ、同システムの利活用の是非について、検討する。
- ・一斉調査システムを各府省からの通知に利用する場合、調査に利用する場合に挙げられるような課題はほとんどないことから、各府省においては、まずは通知から一斉調査システムの利用を始めてみるのが重要である。一斉調査システムの名称についても、このことを明確化するため、「一斉通知・調査システム」に改称する。
- ・行革事務局及び総務省地域力創造グループ地域政策課においては、調査改善の取組を活用し、調査等リストの更新時に一斉調査システムの利用状況を把握し、協議会に報告する。協議会においては、同システムの利用状況等を踏まえ、必要に応じ、行革事務局及び総務省地域力創造グループ地域政策課に対し、意見を述べる。

（3）令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用にそぐわない経由調査について

上記（1）イ. の取組を通じて、行革事務局において、以下を各府省庁の協力を得て推進する。

ア. 一斉調査システムの更なる改修

総務省地域力創造グループ地域政策課においては、一斉調査システムの利便性の更なる改善のため、引き続き、同システムについてのニーズの把握⁶及び必要な改修の検討を行う。

⁶ なお、ニーズの把握に当たっては、地方自治体の負担にならないよう留意するものとする。

イ. 更なる共通化の推進

協議会は、共通化すべき業務・システムの対象候補を選定することを任務の一つとしているが、この際、各制度所管府省庁は、本基本方針に基づき、共通化すべき業務・システムがあると考えられるものは、協議会に提案することができる⁷。行革事務局においては、合理的な理由がある場合には、一斉調査システムの利用にそぐわない経由調査について、新たに共通化候補とすることの提案を検討する。

ウ. 地方分権改革に関する提案募集に係る対応

- ・ 今回の実態把握により、経由調査の事務負担に係る実態が一定程度明らかとなり、その意義は大きいものと考えられるが、他方、今回その対象とした調査は、経由調査の一部であり、個々の経由調査の趣旨等に即して、その効率化・合理化について検討される必要がある。
- ・ その際には、各府省の視点のみならず、実際に調査に回答する地方自治体や、経由する地方自治体の視点からの検討も重要であり、そのための手段の一つとして、地方分権改革に関する提案募集が挙げられる。
- ・ 令和7年の提案募集については、「デジタル化」を重点募集テーマとして、1月に地方からの提案募集が開始されており、「提案の視点の例」として「行政手続のオンライン化に伴い、経由事務の廃止を求めるもの」、「一斉調査システム等の利用による行政手続のオンライン化に伴い、都道府県経由（住民又は市区町村⇄都道府県⇄国）や市区町村経由（住民⇄市区町村⇄都道府県又は国）の廃止」が挙げられている（4月18日が地方からの提案の期限）。
- ・ 都道府県経由や市区町村経由の廃止を求める提案については、国・地方全体で見た事務の効率化・合理化を図る観点から、提案の実現に向けて、各府省において、一斉調査システムの利用拡大について、真摯に検討を行う

⁸⁹。

4. スケジュール

経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に向けた取組は以下のスケジュールにて実施する。

⁷ 同基本方針の「3. 今後の推進体制」の「(2) 連携・協議すべき事項やその進め方」

⁸ 「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）」において、「消防庁が行う調査（略）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度以降、原則として、調査・照会（一斉調査）システムを活用して実施する。」とされている。

⁹ 内閣府地方分権改革推進室においては、今後も提案募集方式に基づき、本件について適切にフォローしていく。

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
各府省に対する周知																					総務省
各府省における利用是非の検討																					調査所管省庁
地方自治体に対する周知																					総務省
利用状況の確認																					内閣官房
ニーズの把握・必要な改修の検討																					総務省
更なる共通化の推進																					内閣官房等
分権提案に係る対応																					内閣府等

経由調査に係る業務の実態（概要）

【調査フロー】

（各府省庁）

○主に回答受領後のデータ確認、疑義照会に負担が生じている

- ・都道府県等の確認不足によりエラーが多数発生し、データ確認の負担大
- ・疑義照会内容を都道府県別にリスト化する作業や都道府県を経由しないことで各府省庁と市町村とのやり取りが発生し、疑義照会の負担大
- 都道府県等の業務システムからデータを自動転記、あるいは前年度データのプレプリントができるシステムや、エラーが生じている場合は提出できないような仕組みの導入などの改善方策の提起あり

（都道府県）

○主に管内市町村分のデータ集計、データ確認、疑義照会に負担が生じている

- ・集計のためのコピー＆ペーストや手入力の回数が多いことやマクロやシステムで出たエラー表示の原因の究明などのデータ集計の負担大
- ・空欄回答の有無やデータとの比較等の目視による確認、不明瞭な記載要領や調査表にエラーチェック機能等がないことによりエラーが多数発生し、データ確認の負担大
- ・市町村のデータ確認や報告漏れや各府省庁から送付された疑義照会用データを管内市町村用に加工する作業により、疑義照会の負担大
- 各府省庁に対し、明確な記載要領の作成、集計シートの作成によるコピー＆ペースト等の回数の削減、市町村別の疑義照会内容のファイルの作成などの意見・要望あり

（市町村）

○主に回答の作成や提出に負担が生じている

- ・事業者等へのデータ提供依頼時に調査表の加工を行う作業が発生、また、回答作成の際に参照する業務システムから抽出したデータを加工する作業により回答作成負担大
- ・複数の課室の回答を取りまとめた Excel からシステムに回答を転記する作業、紙決裁のための調査表を印刷する作業により回答提出負担大
- 各府省庁や都道府県に対し、Excel ファイルをシステムにアップロードすることにより回答する方法や各市町村の業務システムを標準化しデータ連携により回答する方法などの意見・要望あり

【都道府県経由の必要性等についての意見】

（各府省庁）

○問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省が全ての市町村に対応するのは難しく、事務負担の

増加を懸念

○都道府県が管内市町村の状況を把握しておくことが事業等の円滑な推進につながる

○都道府県を経由した方が確実に市町村に調査依頼ができる

(都道府県)

○多くの都道府県は、必ずしも都道府県が調査業務に関わる必要はなく、各府省庁から市町村の調査結果のフィードバックがあれば足りると考えている

○一方、以下のような意見もある

- ・調査を通じて市町村の実態を適時・適切に把握でき、市町村と情報共有する機会になっている。
- また、速やかに都道府県の施策に生かすことができる（公表後のフィードバックでは遅い）
- ・都道府県を経由しないことで問合せ、督促、データ確認などに係る各府省庁、市町村の事務負担の増加を懸念
- ・都道府県のデータ確認がないことにより市町村のデータの正確性が低下することを懸念
- ・各府省庁の実施する調査に併せて都道府県独自の調査を実施している場合もあり

(市町村)

○半数以上の市町村は、市町村が回答を作成することに変わりはないため、都道府県経由の必要性やメリットは特になく考えている

○都道府県を経由することで市町村における調査の回答期間が短くなっている

○一方、以下のような意見もある

- ・都道府県が把握できない事項のみを市町村に依頼することで市町村の負担が軽減しているものもある
- ・市町村は、各府省庁と直接やり取りすることに心理的な負担を感じることや日常の業務においてやり取りしている都道府県の方が市町村の実情を把握していることから、都道府県を経由する方が調査業務に当たってのやり取りをしやすい
- ・都道府県のデータ確認がなくなることで市町村のデータの正確性が低下することを懸念
- ・都道府県が管内市町村の状況を把握するのに役立っている

【一斉調査システム等について】

(各府省庁)

○一部の府省は一斉調査システムについて知らない（今回のヒアリングで初めて知った）

○一方、一斉調査システムを利用することで、

- ・（都道府県を経由しないことで）問合せ、督促、疑義照会等の負担の増加（一斉調査システムの操作方法に係る問合せも増加すること）を懸念
- ・過去の調査では、市町村において一斉調査システムの調査依頼の通知に気付かず回答率が低下したものもある。一斉調査システムで督促しても気付かないため、そのような場合はメールや電話で督促する必要
- ・マクロや関数などのエラーチェック機能がなくエラーが増加するおそれ
- ・フォーム様式には条件分岐設定ができない（Excel より不便）

といった意見もある

- 一斉調査システムなどで都道府県経由しなくなることで都道府県の事務負担は軽減するため、調査によっては利用を希望

(都道府県・市町村)

- 都道府県としては回答の回収、集計などの負担が軽減。
- 督促などを（国が実施できず）都道府県が対応するのであれば負担は変わらない
- 一方、一斉調査システムなどを活用したとしても、回答を作成するという市町村（都道府県が回答する場合も同じ。）の作業負担はほとんど変わらない。むしろ、以下のような課題が解消されないまま、一斉調査システムが導入されると市町村にとって新たな業務負担が発生
 - ・ フォームを活用した調査の場合、複数課にまたがる（事業者にデータ提供を依頼する場合も同様）とフォームでは分割ができないことから、取りまとめの担当者が Excel 等で各課の回答を取りまとめて、最終的にフォームに転記する必要がある
 - ・ 一斉調査システムのフォームで回答する場合であっても、都道府県等では決裁添付のため Excel 調査表を作成（又はフォーム画面をスクリーンショットにより取得）しているが、回答の一時保存機能及び Excel 調査表からシステムに回答を読み込む機能がないため、決裁後に一斉調査システムに手入力で転記する必要がある（手入力により誤入力の要因）(※)
※一斉調査システムでは一時保存機能やフォーム画面を Excel 形式で出力できる機能はあるものの、これらの機能を認識できていないことから決裁資料としてフォーム画面のスクリーンショットによる取得をしているものと思われる。
 - ・ 調査によっては事業者等にデータ提供を依頼することがあるが、一斉調査システムに事業者はアクセスできないことから、一斉調査システムのフォーム上で回答することとなった場合でも、市町村が Excel の調査表等で事業者にデータ提供を依頼し、取りまとめ後にフォームに転記する必要がある
 - ・ 一斉調査システムの通知内容を一度開いただけで、「新着案件（未開封）」ボックスから「処理中」又は「閲覧済、調査完了」のボックスに移行してしまうため、直接の調査担当者以外が通知内容を閲覧した場合、通知を見落とす又は処理状況がわからなくなるおそれ
 - ・ 一斉調査システムの調査フォームで回答する場合、エラーチェック機能がなく、（都道府県によるデータ確認もないことから、）回答内容が精査されずに各府省庁に提出される場合がある

【その他調査に係る改善要望・意見について】

(都道府県・市町村)

- 調査の実施時期が繁忙期や人事異動期と重なっていることや調査期間が短いことについて見直しを求めるもの
- 調査目的・利活用状況の明確化や調査及び調査事項の必要性の精査、簡素化（重複排除を含む）を求めるもの
- 調査方法が乱立しており都道府県等において様々なシステムなどを確認しなければならないことから、調査の方法の統一化を求めるもの

以上

**事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム
(事業所台帳管理システムを含む。))に係る共通化推進方針(案)**

令和7年6月2日
厚生労働省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。))に基づき、共通化の対象となる業務・システム「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む。))」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む。))

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態(業務フロー等)

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む。))(以下「新システム」という。))においては、以下3つの業務が共通化の対象となる。

- ① 障害福祉サービス事業所等(障害児サービス含む。)(以下「障害福祉サービス事業所等」という。))の事業所台帳情報の管理
- ② 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制に係るデータの管理
- ③ 障害福祉サービス事業所等の指定及び報酬請求(加算届出を含む。)(以下「報酬請求」という。))に関連する申請・届出の受付及び承認

新システムにおいて対象となる業務の実態を以下に示す。

- ① 障害福祉サービス事業所等の事業所台帳情報の管理
 - ・ 事業所台帳情報は、障害福祉サービス事業所等の指定権限等を持つ自治体(以下、「指定権者」という。))が保有する事業所台帳管理システム(一部の自治体では電子ファイル)にて管理されており、情報が指定権者ごとに独自に保有するシステムにて分散して管理されている。

- ・ 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）の指定は管内の市区町村にて行っており、その情報の管理は市区町村で行っているが、別途、市区町村からの情報提供を受けて都道府県にて事業所台帳管理システムに手入力を行っている。但し、その件数は多くはないため大きな負担にはなっていない。
 - ・ 各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が障害福祉サービス事業所等からの請求時に審査・支払業務で事業所台帳情報を参照する必要がある。しかし、指定権者ごとに独自システムにて分散して情報が管理されているため、各都道府県が管内の指定権者の事業所台帳情報を取りまとめる作業（データの統合作業や手入力による作業など）と、取りまとめた情報を国保連に送信する作業、更には送信時にエラーが発生した場合の国保連からの指摘事項の管内の指定権者への連絡、エラー修正後に再度、送られてきた情報を取りまとめて国保連へ再送信する作業などを毎月実施している。
 - ・ 市区町村の地域生活支援事業も相談支援事業所の場合と同様に指定は管内のすべての市区町村にて行っているが、都道府県への連携は国保連に審査支払事務を委託している場合のみ行われており、その場合は都道府県が取りまとめて上記と同じタイミングで国保連に送付している。
 - ・ 国保連での一次審査の結果を受けて各市区町村で二次審査を実施しているが、事業所台帳の情報が指定権者以外の市区町村にはないため、必要に応じて都道府県が情報提供を行っている。
- ② 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制に係るデータの管理
- ・ 障害福祉サービス事業者等に対し、「業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書」の提出が義務付けられている¹。多くは紙による提出であり、届出書を受領した自治体の職員は事業所台帳管理システムとは別に存在する【障害福祉】業務管理体制デ

¹ 届出先は、事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は厚生労働省本省（社会・援護局障害保健福祉部企画課）、特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であってすべての事業所が同一市町村内に所在する事業者は市町村、すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者は指定都市（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含む。）、すべて事業者等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者は中核市、上記以外は都道府県となる。

ータ管理システムに手入力を行っている。

③ 障害福祉サービス事業所等の指定及び報酬請求に関連する申請・届出の受付及び承認

- ・ 事業所台帳情報は指定権者が実施する指定及び報酬請求に関連する申請・届出の結果を受けて情報の登録、更新、変更が行われるが、申請方法は各自治体が独自に定めている。現状では、ほとんどが紙による申請であり、障害福祉サービス事業所等が記載した申請書類の内容を、指定権者が事業所台帳管理システム（一部の自治体では電子ファイル）に手入力で登録を行っている。
- ・ 指定及び報酬請求に関連する申請・届出の手続の手順や用いられる各種様式及び添付書類等は、指定権者ごとに独自に定められたものとなっている。

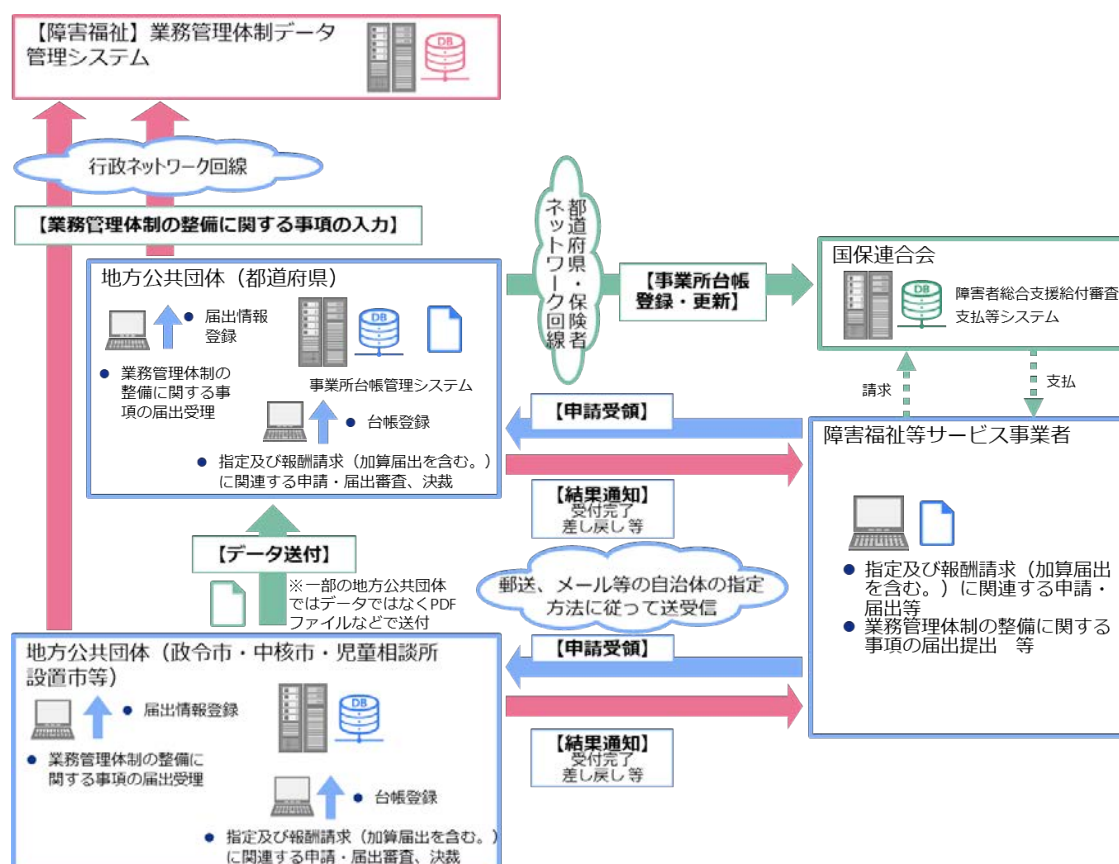
このように、現状の業務フローでは指定権者及び障害福祉サービス事業所等で以下の作業負荷が発生している。

- ・ 指定権者に提出される書類の情報は複数のシステムに別々に手入力で実施しており、同じ情報を何度も入力
- ・ 障害福祉サービス事業所等が申請のために書類作成や郵送、指定権者の訪問などを実施
- ・ 指定及び報酬請求に関連する申請・届出の手続の手順や用いられる各種様式及び添付書類等が指定権者ごとに異なるため、事業者は指定権者ごとに申請の手続へ向けた個別の対応が必要
- ・ 国保連による審査支払業務のために都道府県で管内の指定権者の事業所台帳情報を手作業で統合
- ・ 管内の市区町村の要望に応じて、二次審査で必要となる事業所台帳情報について都道府県が作成して送付

また、上記の業務においては、多くの手作業が発生することからミスが生じやすく、このようなミスに起因する問題には以下が考えられる。

- ・ 指定権者への障害福祉サービス事業所等からの問い合わせが増えて作業負荷が増大
- ・ 障害福祉サービス事業所等への正しい支払いができない

現状の業務フローを図1に示す。



(イ) システムの導入状況

①事業所台帳管理システム

過年度調査において、都道府県及び政令市・中核市計 129 自治体に対するアンケート調査が実施された（回答率 89.9%）。当該調査において、障害福祉サービス、障害児支援共に約 95%の自治体で大手事業所台帳管理システムベンダー二社のシステムが導入されており、残りの自治体ではそれ以外の数社のシステムが導入されていることが明らかとなっている。

②業務管理体制データ管理システム

厚生労働省が全国共通システムとして導入しており、都道府県・市区町村はＬＧＷＡＮ接続を使用してアクセスしている。

③障害者総合支援給付審査支払等システム

国保連が都道府県、市区町村から委託を受け、障害者総合支援法における介護給付費・訓練等給付費等や児童福祉法における障害児通所給付費等の審査及び支払に関する事務処理を行うためのシステムで、国保連及び委託を受けている全ての都道府県、市区町村とその管内の障害福祉サービス等事業所が利用している。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

本基本方針の「共通化パターンA」の方式で共通化を進めていく。共通化は、標準化等の取組による機能面のカスタマイズの抑制やデータの標準化を進めることを前提に、厚生労働省が主導して地方公共団体の意見を聴きながら作成する仕様書に沿ったシステムを原則ガバメントクラウドに構築し、ソフトウェアサービスとして提供する。地方公共団体はシステムを所有するのではなく、当該システムを、利用料を支払うことで利用する形で進める。新システムの導入により、ア.において記載した現状は以下のように変化することが想定される。

- ① 指定権者において事業所台帳情報を一元的に管理可能となる
 - ・ 指定権者において事業所台帳情報を一元的に管理することで、都道府県での毎月の台帳情報の集約作業がなくなり、業務負担の軽減が期待される。
 - ・ 併せて国保連へのデータ連携も円滑になることが期待される。
 - ・ 上記が実現することにより、指定権者が地域生活支援事業を国保連に委託している場合について、同様の効果が期待できる。
- ② 障害福祉サービス事業者等が電子的に業務管理体制の届出を行い、既存情報を利活用することが可能となる
 - ・ 指定権者では事業所台帳管理システムで管理されている共通情報の入力負担軽減が期待される。
 - ・ 届出書の電子的な登録を実現することにより、指定権者及び障害福祉サービス事業者等の事務手続の負担軽減が実現できることが想定される。
- ③ 指定申請等を電子的に完結することが可能となる
 - ・ 電子的に共通の様式にて申請業務を完結可能となることで、指定権者及び障害福祉サービス事業所・事業者等の事務手続の負担軽減が期待される。
 - ・ さらに、事業所台帳管理システムと連携可能とすることで、指定権者での台帳入力の業務負担軽減が想定される。

共通化後のシステムイメージは図2に示す通り。

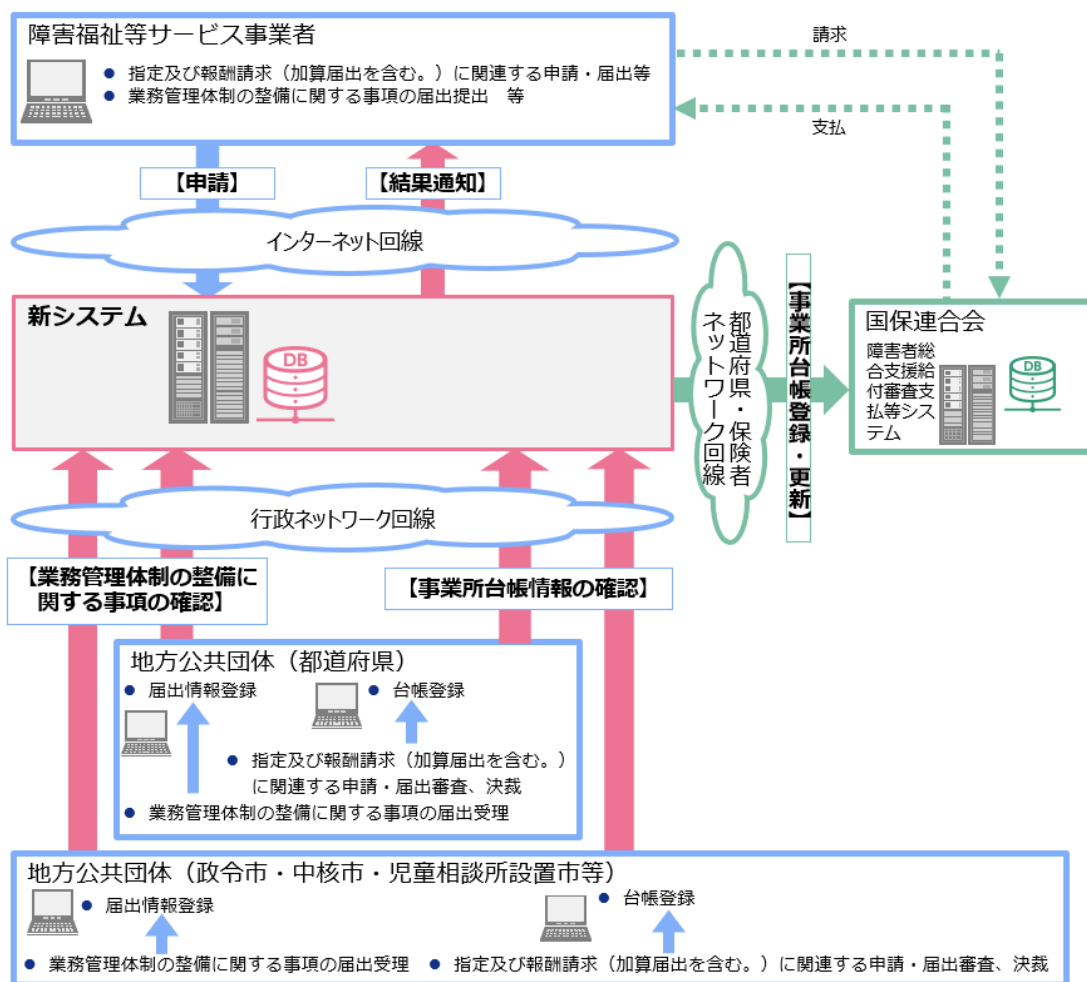


図2 共通化後のシステムイメージ

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

共通化後の効果の大きさについて、現時点では図3のとおりと見込んでいる。算出に当たっての各負担・費用の考え方は、次節以降に示す。

なお、新システムの関連費用については、現段階ではシステム要件が未確定のため、算出ができない。令和7年度に実態調査及び要件定義を実施予定のため、その際に改めて算出する。今後のスケジュールについては、3(2)を参照すること。

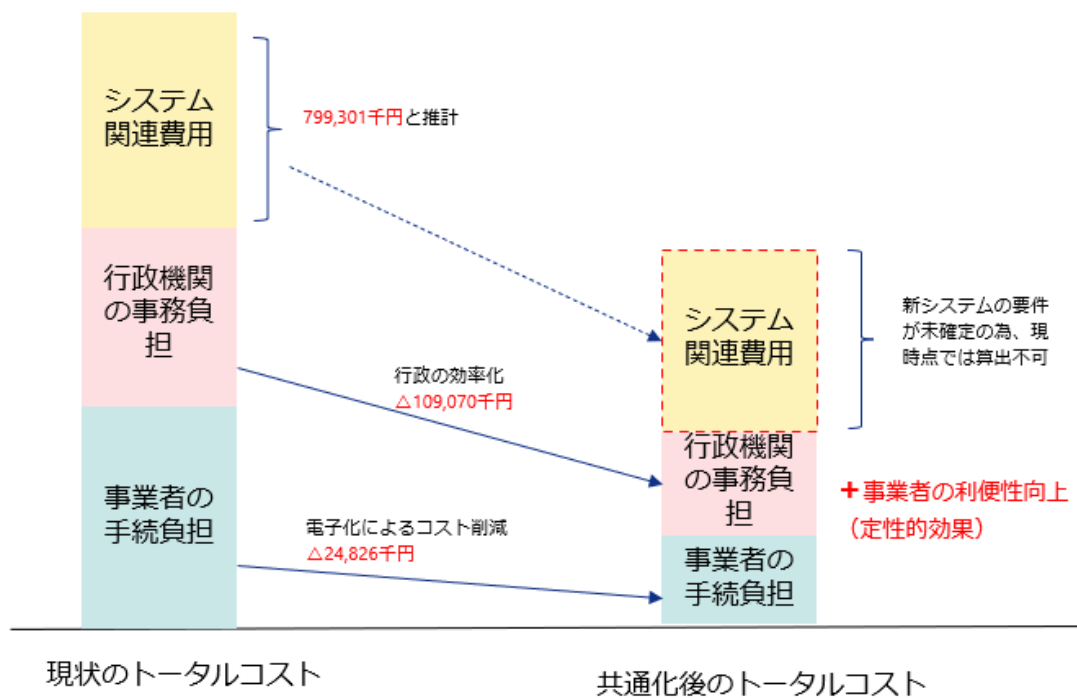


図3 現状と共通化後のトータルコストの比較

(ア) 事業者・自治体の手続・事務負担軽減効果

以下の a～c について、現状発生している手続・事務負担と、それを共通化することによる効果を示す。

a. 申請・更新・届出時の事業者側の手続負担

障害福祉サービス事業所等・障害福祉サービス事業者等が行う指定申請・更新及び業務管理体制届出については、現状では紙の書類を郵送の形式で提出を求める自治体も多い。新システムに電子申請機能を搭載することにより、これらの事業者側の郵送費用を削減することが出来ると考える。

また、現状では指定申請・業務管理体制届出は、求められる記載内容が共通している項目が多いにもかかわらず、それぞれ書類を作成し、別個に提出する必要があった。この手続を共通化することにより、事業者側の利便性向上にも繋がると考える。

b. 受領時の行政機関側の事務負担

現状では申請・届出を受領した後、その内容を行政機関の職員がシステムへ入力する事務負担が発生している。新システムで電子申請機能を搭載し、申請内容をシステムへ自動で連携させることでこれらの事務負担を軽減することが出来ると考える。

c. 関係機関への送付・台帳の管理

現状では、各都道府県の国保連が事業者からの請求時に審査・支払業務で事業所台帳情報を参照する必要があるが、指定権者ごとに独自システムにて分散して管理されているため、各都道府県が管内の指定権者の事業所台帳情報を取りまとめる作業（データの統合作業や手入力による作業など）と、取りまとめた情報を国保連に送信する作業（送信時にエラーが発生した場合の対応作業なども含む）を毎月実施している。共通化を行うことで、これらの事務作業を軽減することが出来ると考える。

以上の共通化効果が期待できる。また、定量的な効果として、以下図4のように、手続・主体ごとに整理した。費用額については、自治体・ベンダへのヒアリングから得た情報を基に、以下のような考え方に基づき算出した。

事務・手続の発生件数×1件当たりの作業時間×平均単価×自治体数

図4に記載のある事業者の手続負担の合計 24,826 千円と行政機関の業務負担の合計 109,070 千円について、共通化により削減可能と考える。また、電子申請により、指定申請・業務管理体制届出の共通入力項目がなくなり、手続が一元化される等、事業者側の利便性が向上されるという効果も生まれると考える。

		事業者の手続負担 合計24,826千円	行政機関の業務負担 合計109,070千円		
手続	主体	事業者	政令市・中核市・児童相談所設置市等	都道府県	国
指定申請・報酬請求	a.申請・更新	郵送代 約23,246千円/年 ⇒申請の電子化によるコスト削減、事業者の利便性向上	-	-	-
	b.受領・システムへの入力	-	システムへの入力作業 約9,852千円/年 ⇒電子化による自動連携で削減可	システムへの入力作業 約29,532千円/年 ⇒電子化による自動連携で削減可	-
	c.関係機関への送付・台帳の管理	-	データ不整合・エラー解消作業 約14,312千円/年 ⇒システム共通化により削減可	データ不整合・エラー解消作業 約42,698千円/年 ⇒システム共通化により削減可	-
業務管理体制届出	a.届出	郵送代 約1,580千円/年 ⇒申請の電子化によるコスト削減、事業者の利便性向上	-	-	-
	b受領・システムへ入力	-	システムへの入力作業 約12,676千円/年 ⇒システム共通化により削減可		

図4 事業者・自治体の手続・事務負担軽減効果、事業者側の利便性向上

(イ) システム共通化による削減効果

以下のa～cで現状発生している現行システム（事業所台帳管理システム・業務管理体制データ管理システム）の費用推計について示す。事業所管理台帳システムでは、都道府県で計47システム、政令市・中核市で計61システムを導入している。また、業務管理体制データ管理システムは厚生労働省が1システムを導入している。

費用の推計は、自治体やベンダへのヒアリング等で得た金額を基に算出した。業務管理体制データ管理システムは厚労省が保持している金額を基に算出した。

a. 初期導入費用

事業所台帳については、都道府県47システム合算の初期費用は約132,540千円であり、政令中核市等61システム合算は約172,020千円と推計した。

また、業務管理体制データ管理システムの初期費用は25,702千

円であった。各行政機関それぞれが開発するよりも、共通化部分を一本化できるため、開発費は削減が可能と考える。

b. 年間運用・保守費用

事業所台帳については、都道府県（合算）の年間運用・保守費用は約 47,470 千円/年であり、政令中核市等（合算）は約 50,020 千円/年と推計した。また、業務管理体制データ管理システムの年間運用・保守費用は約 3,509 千円/年であった。新システムとして一元管理することで、これらの運用コストを圧縮できる。また、システム監視、セキュリティ対応、障害対応等も一元化されるため、人件費や維持費も削減可能と考える。

c. 報酬改定時の改修費用（事業所台帳のみ）

都道府県（合算）の報酬改定時の改修費用は 1 回あたり約 185,650 千円/回であり、政令中核市等（合算）は約 182,390 千円/回と推計した。共通化でシステムが一本化されることで、法改正対応や機能追加が新システムで改修されるため、自治体の個別対応が不要なり、改修費用も削減できると考える。

以上の費用をまとめると、以下図 5 のようになる。これらの現行費用の合計は 799,301 千円である。新システム費用は要件が未確定のため、現時点では算出できないが、システム共通化により一定程度現行費用から圧縮できると考える。

現行システムの費用合計 799,301千円

費用の種類		費用	都道府県(47自治体合算)	政令中核市等(61自治体合算)	国
①事業所台帳管理システム	a.初期導入費用		約132,540千円	約172,020千円	-
	b.年間運用・保守費用		約47,470千円/年	約50,020千円/年	-
	c.報酬改定時の改修費用		約185,650千円/回	約182,390千円/回	-
②業務管理体制データ管理システム	a.初期導入費用		-	-	約25,702千円
	b.年間運用・保守費用		-	-	約3,509千円/年

図5 現行システムの合計と費用内訳

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

(ア) 現行システムからの移行コスト

現行の事業者台帳管理システムの契約は5年リースかつ年度更新のものが多く、契約途中で移行した場合、解約料等のコストが発生する可能性がある。しかし、段階移行を採用し、リース契約終了のタイミングで移行をしていくことで、現行業務への負荷・影響等のコストを最小限に抑えながら移行できると考える。

以下、図6のように、現行システムのリース契約が切れる年度で自治体をグループ分類し、順次移行を実施する方式とすれば、自治体側の移行コストを最小限に抑えた上で移行を実施することが出来ると考える。

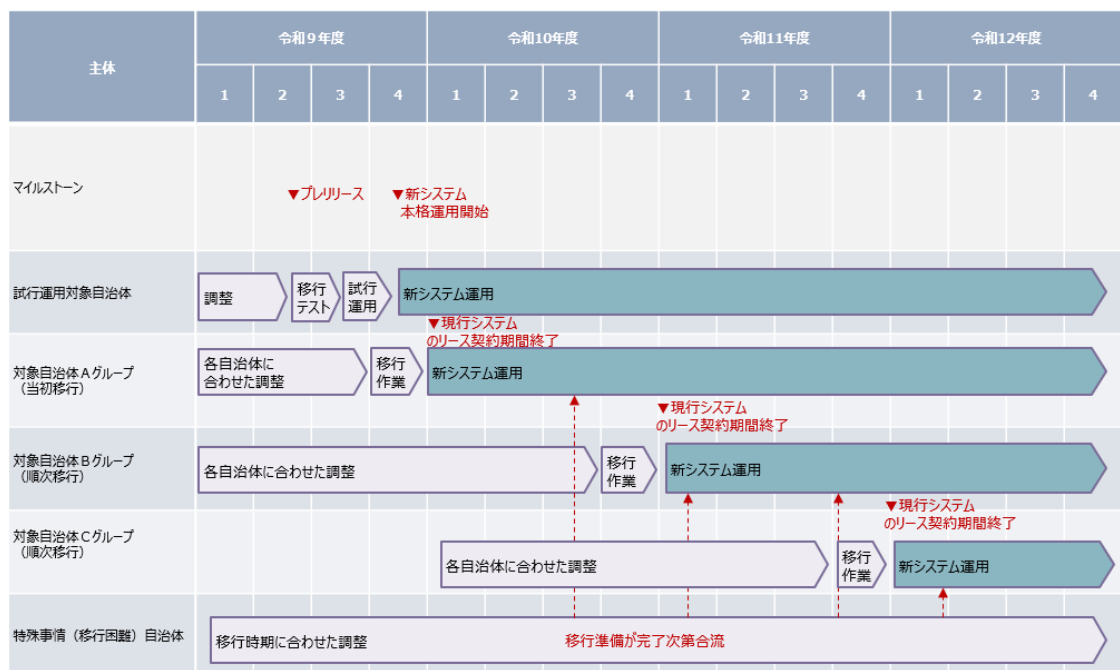


図6 段階移行スケジュール案

（イ）業務面での自治体側の負担

実現可能性調査の中で、自治体ヒアリングを行った結果、以下のような事務負担が発生する可能性が考えられる。

- ・ 事業所の申請方式が変わるため、周知と問合せへの対応が課題になる。
- ・ 現在は書類の受領や審査は出先機関も含めて行っている。共通化されて電子申請方式になった場合、複数部署でシステムを確認できなければ業務上負担になる。
- ・ 独自の方法で業務を行っている自治体は、新システムで業務が標準化されることにより、負担が発生する可能性がある。

以上のような自治体側の事務負担については、今後、新システムの要件に盛り込むことで解消できるか検討するとともに、実態調査を通じて対応策を検討していく。

（ウ）データの標準化

指定及び報酬請求に関連する申請・届出について、独自の様式を使用している自治体が多い。今後標準様式等の仕様が基本原則化されるものの、これまで自治体独自で記載を求めてきた項目については、調整コストとなると考える。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

(ア) 国民の利便性の向上

1. 指定・加算の申請及び業務管理体制届出の方式がデジタル化されることにより、障害福祉サービス事業所等・障害福祉サービス事業者等が従来実施していた紙による各種申請・届出等の手続が効率化される。
2. 事業者側の限られた人的リソースの活用が最適化されるとともに、今後サービス需要の増加が予測される環境下においても、障害福祉サービス提供体制の充実及びサービスの質の向上を両立することが可能となる。

(イ) 行政の効率化

1. 電子申請・届出機能、事業所台帳管理機能、業務管理体制データ管理機能等が共通化された新システムが構築されることで、国・都道府県・政令市等が業務ごとにシステムを管理するよりも、改修費用や運用費用等を抑えることができ、トータルコストを最小化できる。
2. これまで各自治体が分散して管理してきた事業所台帳データの管理が一元化されることで、データの同期や連携エラーが解消され、行政職員の事務負担の軽減の効果がある。その結果、行政職員の利用者と向き合う時間や、障害福祉分野における政策立案や企画業務に専念する時間を生み出すことが可能となり、障害福祉サービス等の向上にも寄与する。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 業務・データの標準化

新システムに移行することにより、これまでの自治体の業務や運用方法に変更が生じる可能性があるため、自治体側の負担にならないように慎重な検討が必要である。

また、これまで標準様式の項目に加えて、各自治体が独自で記載を求めてきた項目については、現行システムで個別にカスタマイズされている場合があり、新システムの機能にどのように反映させていくかについても検討が求められる。

以上の課題については、今後、実態調査を通じて詳細な把握を行い、対応策の検討をしていく予定である。

イ. 新システムのデータ連携・運用方法

事業所台帳の情報について、現行は都道府県が台帳を取りまとめているが、新システムにおいては都道府県・政令市等・国保連とのデータ連携方法・運用をどうするか検討が必要である。また、連携の際のエラーチェックの仕様についても今後要件を検討していく。

加えて、一般市区町村が指定権者である特定相談支援・障害児相談支援・地域生活支援の台帳情報の連携についても、新システムの共通化の範囲に含めるかどうか、今後検討を行っていく。

ウ. 新システムの費用負担

新システムの構築に伴い、利用自治体からの利用料の徴収方法については、適切な運用が図られるよう、今後検討が必要である。

エ. 自治体側の業務移行

共通化を進めることにより、現行の窓口業務の方法からシステムを利用した業務へ移行を行っていくことになるため、事業所や自治体が適切に新システムを利用した業務へ移行できるかが課題となる。

この課題に対しては、以下のような対応方策を行うことで、円滑な移行を推進していく。

対応方策	実施内容概要
少数自治体・事業所によるプレ運用	新規構築するシステムであることから、一斉に全国の自治体にて実施することのリスクを回避するために、自治体・事業所に先行利用(プレ運用)を実施する。
段階移行	自治体によって移行の準備期間・リース期間に差があることを踏まえて、リース残期間に基づきグルーピングを行い、段階移行を実施する。
相談会・説明会による自治体支援の体制	自治体の業務移行に当たっては、以下のような観点で業務の見直し等が発生することになる。各自治体が新たな業務に変更していくための個別相談会や説明会を実施して自治体の検討を支援する体制を設ける。 - システムを利用するためのネットワーク環境・端末環境の準備や確認方法等 - 業務運用手順の見直し、委任関係の整理、事業所への周知 等
業務及びシステムの両面のヘルプデスクの体制	全国の事業所が申請・届出を実施することになるため、問い合わせ対応のためにヘルプデスクを構築する。

図 7 課題への対応方策

オ. 自治体からの要望について

令和6年度共通化の対象候補案に対し、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局において、令和6年9月から10月にかけて意見照会を実施した。その際の本候補案に対する以下の5件の意見（図8）については、令和7年度の実態調査及び要件定義を実施する中で対応の可否を含め検討する予定である。

	自治体への意見照会で挙げた意見
1	障害福祉サービス提供事業所の指定申請に係るシステムの共通化にあたっては、地域生活支援事業所の申請・登録を行う事業者や市町村の利便性を考慮するなど制度全体を視野に入れたシステム構築を行うとともに、災害時の連絡先としての活用も検討すること。
2	介護保険サービス事業者についても同様の事務があり、電子申請届出システムがすでに運用開始されている。介護保険サービス事業者の事業者台帳部分についても同様の共通化の取組みを進めてほしい。本市の介護サービス事業者の事業者台帳システムには、電子申請に対応して、独自に届出内容の詳細（加算の届出部分）についても電子ファイルで受領して事業者台帳システムに読み込む機能を開発しているので、機能低下をきたすことのないよう検討いただきたい。
3	事業所台帳管理システムは、⑨で構築するシステムにデータを連携することで効率的・効果的な共通基盤としてのシステムになります。⑨と⑩がそれぞれで管理台帳を整備・構築、データ保有するシステムとならないように整理していただきたい。また、障がい福祉施設管理台帳システムとしてだけでなく、こども関係施設や高齢者福祉施設の管理台帳システムとしての展開も見据えた共通化システムの構築に繋がることを期待しています。
4	毎月半ばに行われるエラーチェックで、国保連のシステムから抽出されるデータは個人単位だが、県で確認する際は個人単位のデータは不要で、事業所ごとにエラー内容がわかれば足りるため、事業所ごとにエラー内容が表示される仕様を希望します。
5	障害福祉サービス事業者等に係る電子申請・届出システム（審査機能を含む）、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムについて一体的に共通化・整備を行い、統合的なシステムにより一元管理を可能にさせていただくようお願いいたします。また、サービス管理責任者及び行政処分等による欠格事項の該当者を共通データベース化し、申

	請・届出時に事業者からの研修の修了証などの書類提出を最小限にする とともに、不適切な配置が行われていないか指定権者がデータベースから 確認できる機能を付加していただければと思います。
--	--

図 8 自治体からの意見

(2) スケジュール

以下の通り、2025 年度（令和 7 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）にかけて、要件定義・調達を実施する。その後、2026 年度（令和 8 年度）第 2 四半期から構築を開始し、2027 年度（令和 9 年度）第 4 四半期に運用開始を想定している。

取組内容の見出し	工程表																																担当府省庁
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				2030年度				2031年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
実現可能性調査																																	厚生労働省
実態調査・ヒアリング																																	厚生労働省
業務・システム方針案検討																																	厚生労働省
調達仕様書・要件定義書(案)の作成																																	厚生労働省
意見招請準備																																	厚生労働省
意見招請																																	厚生労働省
調達仕様書の修正・本調達準備																																	厚生労働省
本調達																																	厚生労働省
工程管理																																	厚生労働省
システム構築																																	厚生労働省
要件確認																																	厚生労働省
設計																																	厚生労働省
開発・テスト																																	厚生労働省
新システム運用																																	厚生労働省

図 9 本案件におけるスケジュール

**重層的支援体制整備事業における
相談記録プラットフォームに係る共通化推進方針（案）**

令和 7 年 6 月 2 日
厚生労働省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム

2. 共通化の方法

（1）共通化すべき業務・システム

ア. 現状

（ア）業務の実態（業務フロー等）

これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援に係る既存制度等を最大限に活用してもなお十分に対応できない支援ニーズについては、支援関係機関が連携して支援方針を検討することとされているが、現状では、支援関係機関ごとに情報の記録方法や共有方法が異なっており、関係者間の情報連携に支障が生じている。また、紙による記録作成や情報共有を行っている市町村においては、作成コストが大きいことや、過去の類似の支援事例の検索・活用を行いにくいといった課題もある。

（イ）システムの導入状況

令和 6 年度、千葉県において、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームのプロトタイプ及び仕様書案を策定。令和 7 年度以降、同プロトタイプをもとに、新しい地方経済・生活環境創生交付金（TYPES）採択者において、モデル自治体を選定しプロトタイプの実装検証を開始するとともに、同プラットフォームに蓄積したデータを用いた、多様な関係者間での情報共有の円滑化策や、AI を活用した人材育成支援策についての検討等が行われ、人口減少社会にあっても、効果的・効率的に同ニーズに対応し続けることができ

る体制の維持に寄与するシステムの在り方について示唆を得られる予定。

その後、モデル自治体におけるプロトタイプ実装検証の結果をもとに、既存システム等との機能の差異の整理、導入・利用に係る費用比較等及び全市町村への導入・利用ニーズ調査等を行い標準仕様書の作成を検討する。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

当省が策定する標準仕様書をもとに、複数の事業者が当該標準仕様書に沿ったシステムをガバメントクラウドに構築し、利用を希望する市町村が、複数のシステムの中から任意のシステムを選択し、必要に応じて当該システムを提供する事業者と利用契約を結ぶ（共通化パターンB）形式とする。

なお、現在の標準仕様書案に記載する個々の機能をみれば、同機能を持つシステム等はすでに市販されており、同システム等を利用している市町村も存在している。このため、標準仕様書に沿ったシステムを利用するか否かは、市町村の判断であり、当該相談記録プラットフォームを市町村の判断で幅広く活用することについて妨げるものではない。

また、標準仕様書に沿ったシステムを利用する場合の利用料は、市町村が全額負担するものとする。

（２）共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

（ア）行政の効率化

類似システムを導入していない市町村において、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームを新たに導入することで、支援関係機関間での情報共有の円滑化、支援対象者に係る情報管理の適正化等が図られ、支援関係機関が過不足なく情報を共有し、連携して効果的・効率的に支援方針を検討し、実行できる体制の維持に寄与することが期待される。

導入による情報共有・情報管理の円滑化・適正化によりもたらされる便益は、以下計算式による試算が可能と考えられるが、一方で、同プラットフォームを利用する職員数や、職員１人あたりの年間業務時間数、同プラットフォームを利用することによる業務時間削減割合、共同調達によるライセンス料やネットワーク利用料等のスケールメリット等は、

別途精査を行っているところであり、具体的な試算は、当該精査の状況を踏まえながら検討する。

(便益試算の計算式)

重層的支援体制整備事業の多機関協働事業における相談記録プラットフォームの利用職員数

- × 職員 1 人あたりの年間業務時間数
- × 業務時間削減割合
- × 職員 1 人あたりの時間単価
- = 便益

(イ) 国民の利便性の向上

支援関係機関が連携して効果的・効率的に支援を行うことができる体制が維持されることで、地域住民が抱える多様な支援ニーズが満たされ、地域で日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）が解決されやすくなる等の効果が期待される。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

そもそも、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業において対応すべき支援ニーズは、上述のとおり、これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援に係る既存制度等を最大限に活用してもなお十分に対応できないものに限られ、同プラットフォームで管理すべき支援ニーズは、1 市町村あたり年間数件から数十件程度と見込まれるものであり、多くの市町村にあっては同プラットフォームを導入することの費用対効果がないことを考慮する必要がある。

また、上述のとおり、標準仕様書に記載する個々の機能をみれば、同機能を持つシステム等はすでに市販されており、今後、同機能を持つシステム等を利用する場合の利用料と、標準仕様書に沿ったシステムを利用する場合の利用料を比較する等により、利用料の観点からの有益性も検証する必要がある。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

今後、上記ア及びイについて検討した結果をもとに、両者を比較して算出する予定。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 共通化にあたっての課題

- (ア) 現状、高齢・障害・子ども・生活困窮の各相談支援分野では、分野間
はもとより分野内でも、市町村（相談支援機関）ごとに相談記録シス
テムの仕様にばらつきがあり、各支援関係機関との情報共有のために、同
機関が現在使用しているシステムと同プラットフォームを直接接続さ
せる標準仕様を提示することは極めて困難。他方で、当該システムと同
プラットフォームとの連携を希望する自治体の声ごく一部にはある。
- (イ) 重層的支援体制整備事業実施市町村数は全市町村のうち約2割強であ
る。加えて、上述のとおり、同プラットフォームで管理すべき支援ニー
ズは、1市町村あたり年間数件から数十件程度と見込まれるものであり、
特に小規模市町村にあっては、同プラットフォームを導入することの費
用対効果はない。
- (ウ) 同プラットフォームに装備される機能の多くは、既存のシステムやク
ラウドサービス等によっても果たされるものであり、既存システム等と
の差異及びトータルコスト分析の結果を踏まえた導入効果を明確に示
す必要がある。

イ. 対応方策

- (ア) 支援関係機関が現在使用している相談記録システムの仕様を標準化
し、同システムと同プラットフォームとを直接接続させる標準仕様を
提示することは、同システムの仕様が多岐に亘ることから行わない。
- (イ) 同プラットフォーム導入の費用対効果を少しでも高めるため、多機関
協働事業による支援（多様な関係者間での情報共有）にあたり必要な
情報や機能等（同プラットフォームが備えるべき機能等）を、個人情報
の取扱等にも留意しながら精査し絞り込んだ上で、利用（開発・運用）
コストを最小化する。
- (ウ) 市町村が同プラットフォーム導入の可否を適切に判断できるよう、判
断に必要な情報として、既存システム等との機能の差異の整理や、既
存システム等と同プラットフォームの導入・利用に係る費用比較等
を行い、導入効果を提示する。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁					
	2024年度					2025年度					2026年度					2027年度						2028年度				
	1	2	3	4		1	2	3	4		1	2	3	4		1	2	3	4							
1.システム開発																										
TYPES交付金を活用したプロトタイプの開発・仕様書案の策定																					千葉県（TYPES（R5補正）交付金採択団体）					
プロトタイプ実証検証①（モデル自治体）																					TYPES（R6補正）交付金採択団体					
AIを活用した人材育成支援策の検討																					TYPES（R6補正）交付金採択団体					
プロトタイプ実証検証②（モデル自治体以外）																					未定					
共通化すべき項目の精査、帳票等の整理																					○（R6年度）千葉県及び県内8市、○（R7年度）TYPES（R6補正）交付金採択団体、○厚生労働省、デジタル行財政改革会議事務局					
標準仕様書の作成																					厚生労働省					
2.共通化に係るコスト分析																										
共通化を進めるための調整コスト分析																					○厚生労働省、デジタル行財政改革会議事務局					
国・地方を通じたトータルコスト分析及び最小化方策の検討																					○厚生労働省、デジタル行財政改革会議事務局					
3.システム導入（共通化）に伴う効果検証等																										
既存システム等との機能及び費用比較等																					厚生労働省					
全自治体へのニーズ調査																					厚生労働省					

自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム に係る共通化推進方針（案）

令和 7 年 6 月 2 日
総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

（ア）業務の実態

自治体におけるデータの利活用については、研究機関等によりインターネット上に公開されているデータ（人口推計等）は存在するものの、市町村内の詳細な区域単位でのデータがない、あるいは時点が古いといった意見が自治体から挙げられている。

他方で、自治体が保有するデータを独自に活用しようとする、個人情報を含むものが多く、活用したいデータがあっても、当該データを取り扱うことのできる職員に限られていて円滑な活用のハードルとなっている場合もある。

<自治体から示されている意見の例>

公立小・中学校の適正配置を検討する際に、定量データを参照したいが、元データに個人情報が含まれるため、取り扱う権限を持つ他部署にデータの加工を依頼する必要があり、タイムラグが生じる。

（イ）システムの導入状況

一部の自治体において、保有するデータを行政課題への対応に活用することを目的として、基幹業務システム等に保有するデータを加工し、効率的に集計・分析する取組が先行的に実施されている。

イ. 共通化後の姿

(ア) モデル事例の構築を通じた実証

モデル事例の構築を通じた実証を行い、複数の自治体が共同で、匿名加工等の処理を行うシステムを利用することの効果、留意点等を検討する。

具体的には、令和6年度補正予算により「自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト」を実施しており、そのうちの1つのモデルとして、「住民情報の活用に向けたシステム開発」(茨城県つくば市、浜松市の共同提案)が採択されている。このモデルにおいては、データの抽象化加工や分析を行うサーバをクラウド上に設置しマルチテナント化することで、2市が同一のクラウドを利用できる環境の構築を目指しており、共同利用による導入・運用経費の削減等の効果を検証していく予定である。

令和7年度中に実施される本事業を通じて行政データの匿名加工等に関する課題や留意点を把握するとともに、令和8年度にはシステムの導入から活用までの手順書を策定し、引き続き匿名加工・統計データ化システムの共通化に関する検討を実施していくことを予定している。

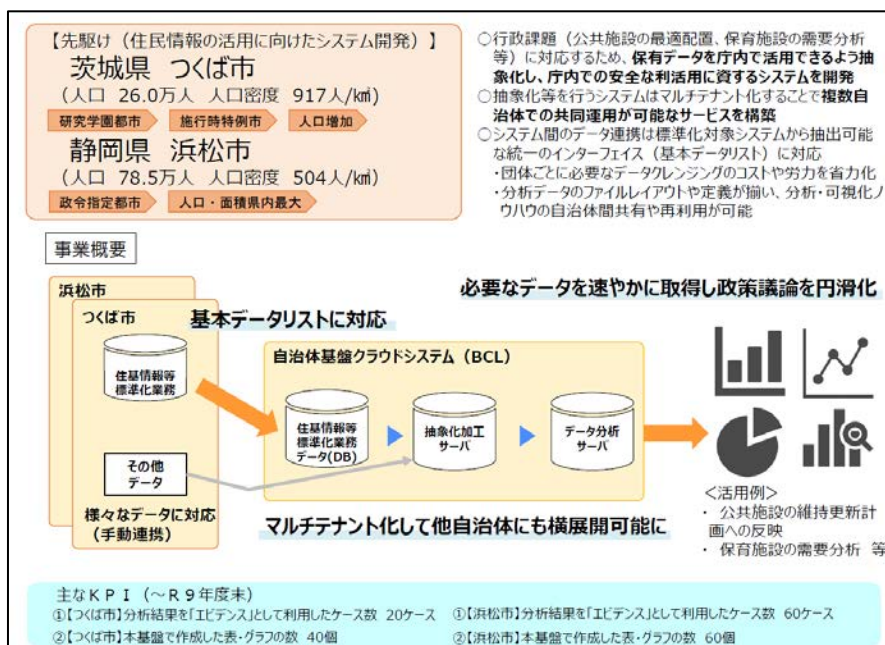


図 モデル事業における茨城県つくば市、浜松市の取組概要

(イ) 自治体が国の調査様式を作成する際の効率化に関する調査研究

住民基本台帳関係年報を題材に、自治体が国に提出する様式を作成す

る際の効率化手法や自治体のシステム上で必要となる作業（エラーチェック等）について、調査研究を実施する。

(2) 共通化の効果

モデル事業及び調査研究事業の実施を通じて、共通化による効果の大きさやコスト削減効果について検討を進める。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

共通化を進める上では、省内の知見を有する部局から、

- ・ 集計されたデータは、その利用目的によって、集計の過程で求められるエラーチェックの程度やデータの時点の統一の必要性等が異なること
- ・ 自治体の調査は全国調査に比べエリアが狭く、個人を特定できてしまうリスクが高いことから、より慎重な匿名化が必要と考えられること
- ・ 重複や項目間の矛盾点といったエラーチェックは自動で実施できる場合もあるが、チェックの結果、人間による確認が必要なエラーが出る可能性もあること

について留意する必要があるとの意見があった。

モデル事業や調査研究事業の実施に当たっては、これらの留意点も踏まえて検討を進める。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
現状調査																					総務省
モデル事業の公募等																					総務省
モデル事業の実施																					総務省
手順書の作成																					総務省
事例集の作成																					総務省
調査研究事業の公募等																					総務省
調査研究事業の実施																					総務省
各種事業の成果を踏まえた更なる検討																					総務省